

明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

No. 3. March, 1907.

VOL. XX.

監獄協會雜誌

明治廿一年五月創刊

明治四十年

每月一回二十日發行

三月二十日發行

第 二 拾 卷

第 三 號

監 獄 協 會 發 行

第二十卷第三號目次

○論 說……………(一頁)

●刑法に對する舊學派と新學派との比較及び其應用に就て……………

勝本勸三郎君

●刑法改正案に就て……………水 哉生

●刑法改正に對する希望二三……………堀 川生

●刑法改正案に付て……………渡邊武直

●刑法改正案に就て……………松島四郎

●心神耗弱者及瘖啞者の行爲に對する刑責の有無……………

村田他家吉

●刑法改正案に就て……………杉本真雄

○寄 書……………(五〇頁)

●遇囚の要訣……………刈屋哲公

●監獄製作品を更に善用せよ……………自 條 子

●監獄に於ける肺結核死亡者の増加……………進藤正直

●月末現在全國在監人員表……………

●月末現在全國囚人罪名別表……………(六三頁)

○救護事業……………

●免囚保釋獎勵費大削減に於ける吾人の光榮安藤北舟……………監 獄 子

●京都感化院の近況……………

●靜岡縣出獄人保護會社總會——金原翁の半面……………(七三頁)

○雜 錄……………

●露國極東監獄の實況……………

●在監人及出獄人の坐石の銘……………

●死刑及徒刑囚の減免並加重數……………

●花柳病と刑法……………

●庶子私生子の數と刑法修正請願……………

●米國に於ける犯罪の増加……………

●行賞賜金と犯罪……………

●韓國の減刑令……………

○監獄協會記事……………

論 說

○刑法に對する舊學派と新學派との比較及び其應用に就て

法學博士 勝本勸三郎君

論 說 (一)

今日圖らず小河君のお招きを受けまして諸君の御面前に於て詰らぬ演説をさせて頂く光榮を得まして甚た有難く思ひます、實は材料も何も持つて居らぬ旅ひの空であります、故にお斷りを申したのであります、兎に角出てお話申して見よと云ふ事であつたのでお受を致しました、どう云ふことをお話致さうかと考へた所が之れは嘘も隠しもない自分の考へて居りましたのは今小河君が諸君にお話になつたど殆んど同じやうなことを申上げやうと思ふて居つたのであります、故にモ一お話する必要もないではありませぬかと申上げたならそれともよいから兎に角一ツ話して見よと云ふことであります、如何にも重複する心持が致しますがホンの私の責任を免れる爲めに御聽を煩はすこと致します、どうぞぞ其積りに願ひます、私のお話申したい所は今小河君の仰せられたと同じことで舊學派と新學派の比較及びその應用と云ふやうなことをお話したい、で題目は「理想の司法官及び司獄官」かう云ふ題目でお話をしたい、他の言葉で云ふと刑法立法に關する學理の變遷どう云ふ風に學理が變つて來て居るか、と云ふこととどのどちらが眞理に適つて居るであらうかと云ふこととの判斷及びその眞理に其き

監獄協會雜誌編輯部

まして如何に應用すべきものであるか應用したらどう云ふ風になると云ふことをお話ししたいと思います。

私は此學理の變遷を先づ二期に分けてそれを更に二ツに分けて居る、第一期を私は專制時代と名づけ、第二期を學理の時代と名づけその學理の時代を二ツに分けて第一が十七世紀の末十八世紀の始め頃に大變流行りました哲學的時代、第二が科學的時代今は此科學の時代に移變る時代であると思はれるのであります、先づ第一の專制時代からお話しします。

專制時代と云ふのは君主又は之れに代るべき上級の位地にある者が自己の都合に依つて刑罰制度を定めた時代である、近く日本て申しますると徳川氏の百ヶ條の如き全く專制時代の刑法であらうと思ふ、歐羅巴に於きましても中世紀頃の盛んに拷問の行はれた時代の法律は專制時代のものである、即ち理論と云ふものは考へぬのでどう云ふ風にして刑は科せるべきものであるか、何んの爲めに刑は科すべきものであるから、と云ふやうな事柄は餘り考へぬので、即ち主権者の都合に依つて刑罰制度を設けた、だから主権者の氣に入らぬ犯罪は極めて重くなつて居つて敢て主権者に云つてそれ程重大の害悪を思はぬものは軽く取つて居る、その當時の制度の遺物が今尙ほ現在の刑法の上にも之れを見ることが出来たる所もありません、チト如何ケはしいのであります、昔の公道の罪で指一本もさすこと規定に做ひました皇室に對する罪の如きは重に失する傾きもある、昔し大逆の罪で指一本もさすことが出来ない、その遺物が今日も在つて非常に重き罪を科せられてある、他の犯罪に就ては程度の如何を斟酌して刑の輕重大小を計つたにも拘らず此犯罪に限つて危害を加へ又は加へんとしたる者と云ふのである其加へんとしたる者も着手豫備の行爲のみならず、一層甚しきは學說の如何に依りましては其考のあることを表面に發表する丈でも死刑に處してよいと云ふ人もある、之れ等が昔の主権者の御都合次第で刑を定めた頃の刑法學事から遺物ではあるまいかと云ふ心持がある、之れは反對論がある

うと思ふが唯一例として擧げて見たのである又一例を擧げると武家の時代に於きまして武士氣質で大層淫猥のことを嫌つた、その結果、不義密通はお家の御法度と云ふので打ち無御免と云ふこともあつた之れが矢張りその當時の主権者の御都合でさう云ふ法律が出来た、先づ我輩は之れを專制主義の時代上から申す、彼の御承知の伊太利のベツカリヤが出来まして後、始めて此刑法律法が理論に基くことになつたのである、であるから刑法と云ふものけ古くから存在し、尙ほ之れに關する研究も古くからあるので必ずしも新しくはない、けれども深く理屈を考へずによつて居つた、昔の公法家もさうである、餘り理屈を考へないで唯主権者の一方から許り見て居つたでベツカリヤが出来まして後、理論からして刑法律法を組立ることを始めたやうに考へる、先づ之れからして學理の時代と私は云ひたい、而しての學理の時代が矢張り二つになりましてベツカリヤの出た當時は彼の御承知のルーソーの民約論杯が大層憂つて居つた時代であつて即ベツカリヤの刑法では自由平等博愛と云ふ下に打ち立られて居つた、此自由平等博愛と云ふ事柄が當時の哲上の觀念をその儘應用したやうに考へる、即ち從來は君主の都合に依つて刑法を設けたのでありますからして人の階級に依つて取扱へを異にしたる犯罪の種類に依つて即ち君主の都合に依つて或る者は著しく重くし或る者は著しく軽くするやうなことをした、がベツカリヤ以後此學說に依りまして法の前に人は皆平等であると云ふやうな考へ、又犯罪の社會に及ぼす害悪の程度如何に能く着目して刑罰を定めることが必要である、又博愛の主義に依つて刑罰を幾らか寛にしなければならぬと云ふやうな考へもある、で大體に於きましてかう云ふ主義は今回申します所謂舊派に屬するものと私は思ふ、此舊派の主義は兎に角根本思想が一つの哲學上系路から起つて居るを思はれる、先づ第一に總ての人は平等であるからして刑罰は人の如何に着目すること、先づ必要は少ないのである、罪の大小輕重に依つて刑を定めて行かなければならぬと云ふ考である、刑法典の規定に至りましても重に犯罪の大小輕重にいつも重きを置いて人と云ふ方には餘り力を寄せぬ

のてある、即ち人を殺したる者は死刑又は無期徒刑に處す、火を放つて人の家屋を燒棄したる者は死刑又は無期徒刑に處す、強盜を爲したる者は重懲役に處す、又竊盜を爲したる者は重禁錮に處す、と云ふやうな譯てありまして人は何の何兵衛でも少しも構はない、それが爲めに刑を異にすると云ふことはない、犯罪に依つて刑が違かつて來ると考を専ら持つて法律を造つたところが近頃になつて千八百七十六年と記憶して居るがその以前からものるのであらうが、著しくさう云ふ學說の出たのは御承知のロンブローゾーが始めてある、ロンブローゾーは御承知の通り醫者であつて法律家ではない、醫者であつて法律を知る人であるそれも刑法を知る人である、あの人は元伊太利のバルマと思ひます、彼所の大學に居つた、今でも法醫學精神病學の兩方をやつて居りますが、その當時精神病學上法醫學をやつて居つた、それ故に裁判所に始終喚ひ出されて鑑定を食せられる、さう云ふ因みよりして始終犯罪人に接する機會がある、そこで始めて自己の學說を編み立ることになつたのである、その學說を編み立に至つた發端はロンブローゾーが自ら私に話しましたが曾て伊太利に重大な犯罪人が在つた、それは人殺、強盜、數限りなくやつたのである、そこでロンブローゾーは豫てより罪を犯すには何か原因があるだらうと云ふことから始終人間と云ふものに著目した、それは何かと云ふとロンブローゾーは醫學者で生物學者の種である、さうして生物學の學說に於ても動かすべからざるオインリチーは即ちターウインでありましてロンブローゾーもターウインの進化論を感じて居る、醫學者は總てさうである、と云ふてよいでございませう、物質派の學者である、そこで今の大罪人の處刑せられた後、その頭蓋骨を検査して見たのであります、ところがその頭蓋骨の一部に一種變つた窪みがある、それはロンブローゾーの説明に依ると普通人間にはないものである、獸類に在るかと思へば獸類にも無い、唯鶏にさう云ふことを見出す、非常に之れは變つた現象である、かう云ふ變つた骨相を持つて居る故に斯くも慘酷なる犯罪を重ねて犯すことになつたのであると云ふ考が起つて豫ての物質派の理想を強く確めると云

ふて之れより段々各犯罪人を類別して研究したのであります、ところがその研究を重ねるに隨つて追々各犯罪に就ての特長を見え出した、即ち人殺はかう云ふ容貌を持つて居る、竊盜、強盜、財産に對する犯罪を犯すものはかう云ふ相貌を持つて居る、風俗に關する罪を犯すものはどう云ふ相貌を持つて居ると云ふやうなことを段々類集して發見した、そこでロンブローゾーは千八百七十六年に始めて之れを發表したので從來のやり方は全く違つて居る、從來は人は平等である、之れに對して一定の刑を科したならばどの犯罪にも懲戒の効を現はして改善すべきものである、かう云ふ風に考へた、而も之れ等刑罰を更けたものに於て尙再三再四罪を犯して底止するところを知らぬ極法は何等之れ等に對して効果奏せないのである、之れは必竟する所、犯罪と刑罰と云ふもの丈を見て犯罪人と云ふものを見ないで居つたからそこでかう云ふ結果が起つたのである、刑罰制度の觀念は三面關係でなつて刑罰、犯罪、犯罪人とかう研究して行かなければならぬ自分の研究に依つて見ると罪を犯すには重に個人的事情がその人体の有形無形の底に多くは存するやうに見える、殊に或る種類の犯罪人は先づ殆んど狂人若くは病人と同一視して到底改善の出來ぬものがある、又それ迄に至つて居らぬものも在ると云ふやうなことを主張したのである、その當時何分にも學說が餘り新らしいので非常に世界の人を驚かして之に耳を傾ける人が多ふかつた、現に自分が大學に居つた頃 自分の教師であつた富井博士の如きも此學說は面白いと云ふて研究されて居つたのであります、中には一も二もなくロンブローゾーの説に心醒して仕舞つて殆んど人相學のやうなものを研究すれば刑法學と云ふものはいらぬ位に思ふ人さへも在つた位に思ふ人さへも在つた位である、でありますが后段々々學者の反對がございまして漸く其根據が毀れて仕舞はんとした、そこで今日にあると私伊太利を通過してロンブローゾーに遇ひました時にどうだ己れの學說は良いか悪いにかお前の國でも己の學說を知り進んではその是非を判斷して居る人があるか近來自分の學說に付ては段々反對論がある、自分も能く夫を承知して居る、反對論者の方から云へ

ば殆ど自分の學説はモー土臺が崩れたかの如く云はれて居るが自分は夫程にも信せぬ、どうであらうかお前の考はと云ふことであつた、それで私は大變面白い學説であつて一時は多くの人が耳を傾けた、併ながら今日に至つては段々反對の聲を立てるものが多く自分も或る程度迄は反對の一人であると思ひました、併ながら最後に私自身に依ると決してなだの學理に誤りがあるとは云へぬので應用に至つて誤りがあると信じて居る、故に根底の學理に於て全然誤りであると云ふ學者は恐くまだ造詣する所が淺くはあるまいかと信じて居る、と云ふことを話した、之れはお世辭は少しもなかつた、大いにロンブローニに喜んで居りましたが、その根底に誤りのないこと云ふことは後で申上げます、そこでロンブローニは段々自分の學説を廣むる必要を感じ萬國刑事人類學會と云ふものを創立致して自分の弟子を入れ且つ同士の者を澤山募つた、現に近頃まで時々その會合が在つたが今申す通り兎に角非常な反對を受けて居るので在つてロンブローニ自身が既に自分の學説は根底から潰れて居ると自ら信する位である、であるが餘所の學者に依ると随分叩付けたことを云ふ學者もある、現に先刻小河君のお引になりましたリスリーの如きは私と食卓を共にして親しくその説を聞いたのでありますがお前ロンブローニに遇ふたか、遇へました、あれは巫女寄せのやうなことかある死人と語るさうだ、あれは魔術使た、かう云はれた、さうですかさう云ふことはちつとも知らぬ、知らぬか有名な話である、あの男は魔術使だと云ふ譯で學者だの何んたの云ふことには考へて居らぬ、頭で以て冷評して居る、で御承知の通りリストと云ひばその外にも段々いろいろ學者がありませうが刑法學者としては先づ五本の指に數へられたる一人である、その人がさう云ふことを云ふてすから他の人の考へは推して知るべきことと思ふ、又之れに付きまして他の學者の考の參考として尙ほ私は佛蘭西のリヨンに居るラカサーン此人は醫科大學の教授でロンブローニと相並んで有名な人である、伊太利ではロンブローニ佛蘭西ではラカサーンと云ふ位に自分共は考て居るがそのラカサーン遇はつて話しました、ところが此人もロンブロー

ゾーを頭から打ち潰して居る、けれども之れは有繋はサイエンスを學んだ女あつてリストの如く亂暴なことは云はぬのであります、リストよりはモチツト頭が出来て居ると見えるけれども、どうもロンブローニの様に云ふて仕舞つては餘り容易過てあれではないかぬ、何かモー少し巧いのがなからうかと自分は考へると云はれた、かう云ふ譯で先づロンブローニの學説の根底は國で申しますと獨逸あたりでは殆んどモー根底から蹴つ散らかされて居る、けれども佛蘭西、白耳義へ行くときさうでない幾らか因り處があると思ふて信しられて居る點もある、そこで更に今小河博士の述べられたリスト或は白耳義のプランス或はワシントンと云ふ人達の組織した萬國刑法協會と云ふのがあります之れ等の學會に列する重なる人の考へは一面舊學派の學説に反對すると同時にロンブローニの新學派の說に反對するのである、その反對する表面は舊學派に於て人は或る一定の年齢に達すると自由意思を持つて居る、即ち之れが責任の根據になると考へ而して皆平等であるから同じやうな刑罰を科してよいと云ふ考を持つて居る、之れに反對して人の自由意思と云ふとは信せられぬのである、萬事總て同じ刑を科してよいと云ふ譯に行かぬ、犯罪の事情若くは人の狀況に依つて變つて行かなければならぬと云ふ點に於て舊學派に反對する、新學派のロンブローニて學派に對して犯罪人種と云ふものがある、犯罪人の骨相と云ふものが存在すると云ふことに反對して之れは全く空想である、勿論人と云ふものに重きを置かなければならぬが、之れは人相、骨相と云ふよりは其人の棲息する社會狀況から見て社會に依つて風化されたる人と考へなければならぬ、此點に於てロンブローニに反對するのであります。

そこで今のロンブローニ以後の學派です、之れが一口に新派と稱せられる、更に細別せられて新派及折衷派と云はれる、所謂新派はロンブローニの派リスト杯の唱へるのは折衷派であるが、同じく此新派に屬するのであつて或る點は一致して居るのであります、が又ロンブローニ一派の人の重きを置く所に非常に反對して居るから折衷派と云はんより第三派と稱するがよからうと云ふので今日はさ

う稱する、即ち第一が舊派、第二がロンブローの派、その次は第三派と稱して居る、此第三派でありますがリスト又はプリンス杯が自ら造つた如く鼻を掻めかして居るのであります、豈圖左矢張り或る點に於てロンブローの説である、と云ふのはロンブローの起りを申すと詰り進化論から起つて個人的に重きを置いたのである、けれどもそれと同時にロンブローとても社會と云ふものも見て居る、決してロンブローは社會のことを丸で除外して居る譯ではない、唯自分の始めて着目した點又その學説を始めて主張した眼目點が人と云ふものに存する、故に如何にも人相學者の如くに見ゆるが廣く云ばヒターウインの進化論から來て居る學説で、社會と云ふことも大變目を付けて居る、現にその證據には伊太利のフェリー之れはロンブロー隨一の弟子であります伊太利ではロンブローとカールバローとフェリーの三人であるが、此カールバローはロンブロー、フェリーと同じ學説を主張する人であるが之れは純粹の刑法學者で、現に今大審院の刑事部の判事である、フェリー杯とは非常に仲の悪い人です、之れも私行つて話しましたが自分はフェリーと云ふ男は面識はないが、どうもあの男は氣に喰はぬと云つて居つた、と云ふのはフェリーは伊太利殊に羅馬では評判が悪い、それはあの人は社會上の奴隸位に云はれて居る人で大變評判が悪い、日本でもさうであるが、伊太利では代議士と云ふと毛蟲のやうに考へて居つて詰り掏兒、泥棒、詐欺取財をするやうな人に次では代議士と云ふやうに云ふので或る書物を讀みましたら流車の中に這入つてチリンドルを持つて居ると代議士と見られて輕蔑される杯と人の禮儀作法に付ての書物の中にさう云ふことが書いてある、此人は代議士になつて居つて一面に社會上の奴隸と云はれて居る人だから嫌はれて居る、で此カールバローは純然たる判事であるから意見は合はぬ、唯刑法上の學説に就ては多少意見が合うが、私生活上に於ては全く別の人で又政治上の問題に付ても全く別の考を持つて居る、此フェリーと云ふ人は社會上の奴隸と云はれたる位で社會學者でありませぬ、あの人の著した書物に刑事社會學と云ふのがありますが、社會學で

番良い書物と云へは先づ之でフェリーをオーソリチーと奉らなければならぬのである、さうして見ると此立派と云ふのは如何にもロンブロー杯に反對して特見のある様に見えますが、豈圖らんやロンブローの良い所を貰つて居る、即ち社會學に付てはフェリーの主張を學んで居ると云ふてよいのである、それはリスト杯の書物の上にも見ゆ、現にプリンスの書た書物を見ると徹頭徹尾フェリーの學説と符合する、それは符合するも無理ならぬので萬國刑法協會を組織したプリンスと云ふ人は或る方面から云へば年配は同じ年配寧ろプリンスの方が若い、或る點からは弟子と云つてよいと思ふ、と云ふはフェリーは時々ブリュクセルの大學方に伊太利から態々呼れて刑事社會學の講義をする、プリンスあるに拘らず其講義をするので其以後プリンスがフェリーの感化を受けて居ると思ふ、之れはフェリーの話してありますが、フェリーと云ふと私が學者として出遇つた中であの位強い人は少ないと思ふその著述の多いこと驚くべき程澤山ある、さうして伊太利人であるに拘らず、佛蘭西語に極めて巧みで佛蘭西の文章を書くことも巧みである、又その演説も極めて雄辯で餘り餘計他に類を見ないは豪い學者である、一面には政治家であるので實に頭の豊富な人である、かう云ふ譯で第三派と云ふの如何にも獨創の見があるやうに見えてその實ロンブローの或る部分を藉りて社會と云ふ方を取つて後の方は棄て仕舞つて他の一面舊學派に對して之に反對を唱へるけれども此反對する點は又ロンブローの反對する所である、さうして見ると詰りロンブローの良い所文を取つて悪い所文をたし過ぎない、之れを他の例に取つて申すと先づ法律を引いてお話すれば佛蘭西の刑法と刑事訴訟法と獨逸の刑法と刑事訴訟法を引出しますと如何にも獨逸は獨創の見があるやうに見えるけれども私に云はせると佛蘭西の刑法なり刑事訴訟は米に譬れば黒米で之れを精き上りたのが獨逸の刑法、刑事訴訟法である、かう云ふ風に見える、であるから順席の上から云つても似て居る所があり、それから悪い所を抜いてアブストラクトに書いた所がある、さう云ふ譯で全く法律が變つて居ると思ふたら大間違ひで、

詰りさう云ふ系統を引いて幾らか改正して居るに過ぎない、であるからリスト一流の人がロンブローツの悪口を云ふたり之れを冷評したりするは自ら嘲けるのであつて却つて短所を示すことと思ふ、で第三派は今申す通り重なる點が個人に注意致す、社會が個人に及ぼす影響、かう云ふのです之れに就ては前に引き交したラカサンの言葉があります、之れて第三派を現はすことか出来る、ロンブローツは一概に自分の始めて主張した學說をどこ迄も立てやうと思ふので無暗に人類學のことを八釜しく云ふがフェリールは成る程人類學の方にも多少重きを置てもよからうが併ながら社會が人を造るのである、社會に依つて犯罪人が出来る、假令ば犯罪人があつてそれが悪いにした所で、社會か之れを養成しなれば出来ないのである、で惡い種を蒔ても不毛の地であつたら何も出来ない、それと同じであるから社會に重きを置なければならぬ、あの人は醫者であるから犯罪人と云ふものはパルスマイナなるものである、と云ふて社會は之れを養成する養成函である、と云ふて居る此學說をその儘第三派が引受けて居るのであります、こゝで先づ舊派と新派、新派の第一派第二派の區別がお解りになつたと思ふ、これからして新派の學說と舊派の學說とはどちらがよいかどこにやう云ふ欠點があつてどこか正しいかどこが間違つて居るかをお話致したいと思ひます。

舊派の學說は先づ大根本が人の意思と云ふことに就て人の意思は自由であると云ふ十八世紀の始め頃に主張された彼のルソー杯の自由主義を大根本に置いてそれから責任を割り出す、自由の意思に依つて或る行爲をなしたのである、即ち之れに依つてその人の爲したることと云へるから其人は責任を負はなければならぬ、かう云ふ立方である、現に日本刑法でも罪を犯す時、犯す意なきは罪を論せず、或は抗拒すべからざる強制に遇ひ其意にあらざる所爲は其罪を論せずと云ふのは意思の自由と云ふことを根據に取つて立た條文のやうに見える、ところがロンブローツ一派の人は人の意思の自由と云ふことは云へぬのである、寧ろ不自由と云はなければならぬ、成る程反對派から云ふと如何にも人は自

由に或る事を爲し、爲さざることは見えて居るけれども其實自由と云ふものを持つて居らぬので人は已れの作爲不作爲と云ふことに就て自分が爲しかの如くまた爲さるか如く云ふのであるが事實は之れに反して居る、なせ反するか、凡そ天地間の總てのものは皆因果の原則に依つて支配されて居る、然し因果の原則で支配されて居ると云ふことが事實であるならば吾人の意思も亦因果の原則に依つて支配されるのである、さうして見れば吾人の意思が自由と云ふことは云へぬのである、先づ試みに人が水を呑むと假定する他から見るとその人は其人の自由意思に依つて水を呑むかの如く見える、けれども決してそれは自由に呑むのではない、呑む原因あつて呑むのである、大變汗が出て喉が渴くとか或は演説してその爲めに喉が渴くとか何か原因があるのであつて其原因の爲に呑うと云ふ考が起つてさうして呑むのである、さうして見ると自己の自由の作爲不作爲をしたと思ふと豈圖らん他からさせられて居るのである、吾人の意思は恰も鍋の中にある水と同じである、下から火を焚くと煮へるのである、彼の自由意思を主張する人は鍋の水の煮へるのを見て彼れは自ら煮へて居ると云ふに等しい、豈圖らん下たて焚て居る火で煮るのである、火が燃へると云ふことか止めは鍋の中の水は豈に冷へざるを得んやである、かう云ふ風に他の事情に依つて約束されて居るのである、總て因果の原則で支配されて右にも左にも行かぬのである、行くと思ふのは誤解である、人が罪を犯すと其人がしたやうに見ゆるが決してさうでない、其人の思ひ通りになつて居るのでない、其の個人的事情、社會的事情が原因を形造つて段々押寄せてそれか結果になつて現はれて來るのである、原因が外に存するのであつて吾人の意思はそれを取り次ぎて發表するに過ぎないのである、責任の根據は意思にあらず、寧ろ原因に存するのである、と云ふて意思と云ふものは自由ではないと云ふて居る、社會の事物が總て原因結果の關係で約束されて居ることが疑いない事實であれば舊派の學說は全く間違つて居るとしなければならぬ、と云ふて私の考に依つて見ると總てが因果の原則に依つて約束されて居る、社會の事物は全く圓

を畫いたやうに見える、そこが始めてあるところが終りであるか解らぬことになつて居る、さうして見ると一ツの意思の自由と云ふことを認めることが出来ない、若しそれ意思の自由と云ふことを認めれば自由と云ふことは即ち獨立獨歩と云ふことを意味する、獨立獨歩と云へば他から支配を受けぬと云ふことに見なければならぬ、之れが第一原因と云はなければならぬ、その以前に原因を見出すことが出来ぬ、その以前に原因がないと致せばその第一原因は如何にして生じたかと云ふ問題に答る場所がなくつて仕舞う、であるからしてさうしても自由意思と云ふことを認めることが出来ぬ、總てが因果の原則で約束されて來て居る、かう云はなければならぬ、先つて此因果の原則で約束されて居る著しい物體的證據を舉げば吾人の肉體は吾人自分は吾人の固有の物であると思ふ、けれども豈圖らん親から受けて居る、親の遺物である、両親から繼承して來て居るのである、さうして見ると吾人は無くなつて仕舞う、親の子孫の結果に過ぎない、意思と云ふ者を見ると此意思に就ては如何にも自由に行動するやうに見える、即ち我と云ふことを認めることが出来るやうに見える、それ故に舊派の人は意思の自由を存する所を以て我と名付けて居る、けれども此自由意思の考は靈魂と肉體を二ツに分ける考へから起つて來て語り肉體の存在不在に拘らず靈魂と云ふものは別に存在すべきものである、彼の一派の哲學者の説に依ると肉體は亡んでも精神は残るのである、と宗教家の多きが云ひます、殊に耶穌教の人が申します、天帝の側に行くのである、そこで肉體を假のものと見て靈魂を主として即ち家の中に人が住んで居ると同じして靈魂は神變不可思議のものである、かう云ふ風に説明してある、けれども之れに反對する所の學派、即ち物質派の主張する所ではさうしても肉體と靈魂を分けて見ることが出来ない、若し分けて見ることが出来れば靈魂を肉體を離れて別に何か頭に映じなければならぬ、けれども肉體が亡びると同時に精神と云ふものは全く無くなつて仕舞う、さうして見ると此靈魂が別に肉體の外に存すると思ふは過りで即ち肉體と云ふものと靈魂とは同じものになつて居るのであ

る、即ち恰も火があつてコ、に熱を發する熱と火と分離すべからざるか如く火を離して熱を見出すことが出来ぬ、それと同じして肉體あつて始めて之れに一ツの靈妙不思議の靈魂と云ふものが屬するので、恰も二ツの石若くは石と金を打つと火が發すると同じでさう云ふ作用に基いて一の變つた働きが出るのである、さうして見ると此肉體が根據であつて肉體の構造位置如何に依つて或は肉體を支配する所の外部の狀況如何に依つて精神と云ふものがさま／＼に現はれて來る、さうして見ると人の精神と云ふものは自由でない目に見える肉體が拵へ上げたので、近い例を擧げて見ると尙ほ能く解る、極く平素おとなしい少しも悪ることをしない人であるが之れに酒を吞ませ、さうして血の運動を劇しくするとそれが爲めに悪事をしたり或は少な／＼とも喧嘩をすることがある、肉體の肉食をして極めて旺盛なる場合には往々にして風俗に關係する刑事上若くは道德上の犯罪を犯すことがある、如何に悪人でも又如何にさう云ふ道義上不徳のことをする考を持つて居る人でも病床の上に今日か明日かと云ので倒れて居りましたならば決してさう云ふ考は起さず、又出來ない、之れを以て如何に肉體が精神に影響を及ぼすか解る、即ち肉體から精神が組み立てられて來たのである、かう云ふ考へ、こゝに於てか人の意思の自由と云ふことではないのである、今日は哲學者は尙ほ別に意見を持つて居りますが之れも殆んど同じやうな結果に歸着する、で少なくとも先づ新派に屬する人は物質派の説に依りまして肉體から起ると云ふ、肉體のデスポジション如何に依つて意思が變て來る、今日。哲學者の説が更に一歩進めまして精神上肉體は二ツあるのではない、一つである、舊派の唯心論は精神に重きを置いて二元論を唱へて居る、即ち肉體と精神がある、併ながら精神と云ふものが自由で、肉體は従となる、物質派の學者から云ふと物質一元で物質から何もかも起るのである、かう云ふ風に云ふ、尙ほ此唯心派の方に純粹の唯心派と云ふのがあります、之れは總てを精神に屬するとして居る、之れは別と致しまして兎に角肉體からして精神が起つて來るのであつて肉體一元論である、ところが近頃の哲學者は一

元二面論を唱へるのである、一つのを二つの方面から見るのである、圖に書くと

此論は一つのものであるが左りから見ると窪んで見える、右の方面から見ると突起して見える、一つのものをも二つに見るに過ぎないのである、かう云ふのです恐く此學説が今ではよいのであらうと思ふ啓者にも多く此學説を主張する人が多ひやうである、兎に角純粹の物質派にせよ又一元二面論にせよ舊派の學説が間違つて居るとは誰も認めない、靈魂不滅論之れは殆んど今日主張する人もありませんが倒れかゝて居る、それ故に之れから産み出した意思自由と云ふことはどうしてもないと思ふことは云へない、之れに依つて舊派の意思自由説から起つた學説が潰れざるを得ぬ、それを根據としたは間違ひてゐる、即ち人の意思は自由である、その意思自由なるに拘らず或る事をなし、苦くは爲さざるこゝになつて犯罪を爲した人で従つて之れに刑を科するのである、かう云ふことが過りてゐることが解らぬで此犯罪の元は其人の意思ではなくして其人の物質上の原因又は社會上の原因から起るのであると云ふことに論じて來なければ嘘になるのである、依つて舊派の此點が悪いことは誰も認める。

そこで新派のロンプロゾーの説でありますが成る程ロンプロゾーの云ふやうな犯罪人種と云ふやうな者があること云ふことは之れは如何にも否認するのである、併ながらそれがロンプロゾーの學説が根據から間違つて居ると思ふと即ち今日一般に哲學者、學者が認めて居る學術に反する結果を惹起すのである、成る程ロンプロゾーの學説は誤つて居る、手の長いのは泥棒、或は髪の毛の黒いものは泥棒であるとか、或は人殺は頭が小さいとか云ふが之れは誤りで實際に當つて見るとさうでないことが幾らもある、手の長い人にして極めて道德の高い人がある、又頭の髪の毛の黒い人で終生罪を犯さず聖人君子もある、若し頭の髪の毛の黒い人が泥棒であつたら日本人皆泥棒になります、(聽衆笑ふ) 日本人は

ロンプロゾーの學説に當て籍ると私私も彼に云はせるとモテルになる、どうかと云ふと先づ頭が小さい類が張つて居る、之れは人殺である、私の耳は鳥のやうに兩方に張つて居る、かう云ふのは大變忌む、頭の毛の黒く一本の毛穴から二本も三本も出る、さういふのはロンプロゾーから云ふたらいかな、而して私は手が長い(聽衆笑ふ)さうするさうしても彼れの云ふ犯罪人である、どこか果して犯罪人であるかどうか解らぬが私のみならず、かう云ふ人が幾らもあらうと思ふ、であるからしてさうも人の人の云ふことが疑に所てはない誤りと思ふが其元の立て方は正しいと云はなければならぬ、若しそれ因果の原則に依つて人が紐立てられて來ると云ふとを深く信するならば即ち此點に於て誤りがなかつたらロンプロゾーの學説は根底に於ては誤りがないと云はなければならぬ、と云ふのは先づ以て肉体と精神と云ふものは違がないといふことになつて來る、肉体はどんなに小さい肉体でも精神の立派のものがあると云ふことは云へぬである、肉体と同時に精神が肉体に支配されて變つて來る、善い人でも酒を呑むと亂暴する自分でも酒を呑むと遂に少し氣が大うきくなつたりします、物質の變化に依つて意思の影響を特つ、さう云ふことであるならば物質に違ひある人は意思に違ひあるといはなければならぬことは之れは或る程度までは疑へないと思ふ、その證據に頭の極めて小さいものは氣違ひ或は馬鹿であるとか又極めて大きなものも同じやうに氣違ひとか馬鹿であることは一般の事實である、又私の考へから云ふと腦の組織が同じやうであつたら同じやうな意思が出て來なければならぬそれ丈の事情に限定すればそれは同じ腦の組織で同じ分量であつても社會の事情に依つて其境遇に依つていろ／＼變る、そのことはロンプロゾーも云ふて居ります、澤山な罪人が居るが犯罪をせず仕舞ふ、それを以て已れの學説が間違つて居ると云ふのは大早計である、だから犯罪人であつてもさう云ふ事情が到來せず、犯罪をする必要に迫られぬから犯さずに済むのである、之れは特りロンプロゾーのみならず彼の佛蘭西の王サンで八釜しいヘンリー一世と云ふ人自ら曰く已れは横着

者である若し自分にして佛蘭西王にあらすんば首を絞られたであらうと云ふて居る、骨相學者がその點に就て如何にもさうらしく見えると云つて居る、彼のクレオパトラと云ふやうな之れは埃及の女王であるがあれ等もロンブローゾの標本である、あれが王サンであつたからよいが下層に居つたら淫賣者であつたかも知れぬと云つて居る、だが罪を犯さぬから泥棒ではないとは云へぬ、で多くロンブローゾに反對する人がお前さうさう云ふが現在かう云ふ人が罪を犯さぬしやアないかと云ふて、それ丈で一概に反對は出来ない、けれども私がロンブローゾに對して反對する點は成る程さう云ふ似寄りはあるロンブローゾの云ふやうな香ひはするがそれで決定を付ることは大早計である、手の長いものを捉めて泥棒とするは危険である、けれども泥棒する人は精神に支障を持つに違ひない、どこかに異常がなければならぬ、身體に異常がなくても社會の境遇に異常がなければならぬ、社會の境遇に異常があるために罪を犯すことか出来れば社會の状態は同じでも身體のデスホジションが變つて來れば罪を犯さなければならぬと云ふことも出来る、であるからロンブローゾの説は人の有形無形のコンストリクションに依つて罪を犯すと云ふことを排斥するは誤りである、隨つて第三派が社會と云ふものに無暗に重きを置いて肉體と云ふに就てのロンブローゾの學說を一概に排するは自殺論である、なぜならば社會も影響するものならば肉體も亦同じ影響をして意思を發すると云はなければならぬ、であるからロンブローゾの學說は根底に於て大變正しいと思ふ、唯決定がまづいのある、まだ、澤山の歳月を費して研究しなければ彌々さう云ふ違ひがあるかどうかが解らぬ或はことに依つたら皆同じやうな譯であるかも知れぬ、違ひがあるにしてもどこにどう云ふ違ひがあるかまだ少しも解つて居らぬ、で今日は腦に精神作用を起す所があると假定して居るのであります若しさうであるならば腦は頭蓋骨に依つて覆れて居る、であるから此腦の内容を見なければ果してどう云ふ人は解らぬ、それが表に悉く現はれると云ふことは出来ぬ、又現はれると致しても頭の外形丈で頭が小さいから馬鹿とか大

さいから賢しいとか一概に云へない、と云ふは腦の實質に變化があると極く早い例が大きな頭でも中が銅やら錫であつたら價打はない、けれども小さい頭でも金が這入つて居つたら價打があると云はなければならぬ、であるがら腦の内容を知らずして唯頭の大小で賢いとか馬鹿とかは云へない、要するに因果の原則より割出して人の意思は自由で肉體なり社會の事情なりに依つて湧出て來るものである、と云ふことの起りは誠に正しいと信じて居るのであります、八卦見的に或は骨相學的に外貌を見てそれで直く總てのことを正しく判断が出來ると信ずるは誤りである、最後に至りまして元の學理は正しいのであるから之れを根據として必らず此物質の變化かあれば精神に變化がある、だから此物質の變化に如何なる精神を持つた人にどう云ふ肉體に變化があるかを能く調べて行くことか出來、又之れが必要であると思ふ、之れは人間であるからチョット解り悪いのであります、現に動物又は植物に就きましてはそれ、その學問に堪能なる人は始めから之れはいかぬとか之れはよいとか馬鹿を見る人が此馬は質がよい屹と能く走る、或は之れは鐵砲玉位には驚かぬと見分けて住舞う、果して正しい事がある、又園丁の如きは植物を見て此植物はいつまで経つても發達しないと云ふことを先きに見分けることが出来る、さうすればそれ抜き取ることが出来る、兎に角肉體の構造社會の風化に依つて意思が變つて來ると云ふことは正しいと私は考へて居る、依つて之れを見出すことを努めなければならぬ、かう考へて居る、但しロンブローゾの云ふことが正しいと云ふことは疑う、さう間違ひじやと思ふて居るのである、之れに依つて詰り斯派の第一ロンブローゾの説の根本が正しくして應用が拙いと云ふことが解つた、之れよりして第三派が今のまづい決定を取除けて社會の風化に重きを置いて居る、併ながら餘りロンブローゾに反對する力が強いために極端に走つて人を幾らか粗略に見る欠點がある、ロンブローゾのやうなことを云ふと直く人相見たと悪口を云ふ、之れが第三の欠點である、第三派は勿論社會と云ふものに重きを置いて居るので尤も此ロンブローゾなり其弟子のフェネリーが主張し

て居るので實際よいのでありますが又此人と云ふ點に於ても幾分か耳を傾けることにしなければならぬと考へる、之れをしないことならば即ち此第三派は根底の學理に於て誤りと云はなければならぬ、即ち天地萬有は因果の原則に依つて支配されて居ることを認めぬことになる、若し意思の自由を認めざると同様に因果の原則を認めざれば肉體の狀況に依つて意思が變化されると云ふことを認めなければならぬ。

之れで學術の變遷批評を終つた積りてあります、之れを要するに舊派は根底か誤つて居る、新派は根底に誤りはない、併ながら新派の第一は應用か誤つて居る、第二は應用に於てまだ誤る丈にいかぬのである、けれども根本の學術に充分の解決を與へて居らぬ幾分か疑ひを持つて居るだからロンプロゾーに反對する、そこで私は決してロンプロゾーの學說その儘をよいとは云はぬが根本の學說は因果の原則を以て押透して居るから正しいのである、隨つて同時に第三派もよいが唯三派の説は根本の點に就て疑ひを持つて居るから之れを取つて仕舞はなければならぬと云ふことを申上げる、之れを要するに今日の刑法學者の考へから申すと三面關係である、犯罪と犯罪人、犯罪人と云ふことに就きましてはその人の個人的事情と之れを維持する所の外部の事情を斟酌する、之れに對する刑罰、かう云ふ三面關係である、先づ今後の法律は三面關係と云ふことに注意して立法せられなければならぬと私は思ふ、そこで之れは一ツ一段として之れから刑罰の目的をチョットお話致して之れと結び合せて被告人と裁判官がどう云ふ位置に立つかと云ふことを申上げたいと思ひます。

刑罰の目的、刑罰は何の爲めに科するのであるか、と云ふことに就きまして凡そ目的なく物が行はれると云ふことは昔から今日までない、必らず何かの目的がある、けれども其目的が意味をなさぬことがある、昔の刑罰の行ひ方は或る意味を持つた目的ではないのである、刑を科する爲めに刑を科すと云ふやうな風である、之たを強て目的と云ふと其當時に於ける刑法感念が復讐感念であつた、であ

るから彼の刑罰法杯も行はれる、又現行刑法を見てもさう云ふ傾きが幾らもある、と云ふものは人を呪ふは穴二ツとか云ふことかある、大きな罪を犯したものを、放火すれば死刑になる、即ち犯罪の大小輕重を見て之れに刑を科する、恰も軍功に對して金鵄勳章を與へると同様に惡しき行ひのあつたものに對して惡しき報いを與へると云ふことになる、之れはチョット考へると極く正しく考へられる、若し惡い事をしたものに刑を科する必要がなければ軍功者に金鵄勳章をやる必要はないのである、併し戦功があつたと云ふ過去の事情に依つて勳章を與へる、さうすれば罪を犯したと云ふ過去の事情に依つて之れに刑罰を加へると云ふことはどうも正しく考へられる、即ち刑事の思想が始終復讐主義にあつたと云ふはかう云ふ考へから起つたのであらうと思ふ、即ちジャスチースと云ふ考へに適當して居ると考たのである、併ながら此刑罰は必らずしもジャスチースと云ふことを容れる必要はない、ジャスチースを容れなければならぬと云ふことならば一度罪を犯した者はどこ迄も之れを罰する、彼の時効の規定の如きは全く間違つて居ると云はなければならぬ、又再犯加重と云ふやうな規定も間違つて居ると云はなければならぬ、罪を犯した人は再犯であるか知らぬが、罪状は同じ罪でその罪に對する刑罰を加へればよい譯になる、又大教特赦杯も皆間違つたことにならなければならぬ、で刑罰制度は唯千卷の一篇で刑罰制度は未來を見て之れに依つて處分を施すことにならなければならぬ、褒美と云ふものは成る程過去に對します、併ながら刑罰制度は過去のことに就ては用ふる必要はない、過去に就て云へば罰しなければならぬと云ふ考へが起るが刑罰制度は社會の秩序を維持しやう犯罪の起るのを防かうと云ふことが主眼にならなければならぬ、今日の刑罰制度の目的から申すと罪を犯したものは罰すると云ふ復讐感念は最早單純な感情に過るのであつて刑罰の目的にはならぬと云ふことにしてある、即ち刑罰の目的と云へば社會の秩序を維持する、それはどう云ふことにすれば維持するかと云へば即ち犯罪人が起ることを防ぐ、又個人の罪を犯すことを改善するのが目的である、で犯罪人一般豫防と

云ふことは特別豫防となる、一般豫防に就ては刑罰は二面に働く、先づ第一に刑法の表で働く羊頭を掲げて狗肉を賣らず、羊頭を掲げて羊肉を賣るのである、人を殺したる者は死刑に處すと云ふ看板に依つて一般豫防の爲めにする、更に進みまして實際その刑を科して見る、さうして又一般の者に警戒を與へる、だから二度働く、個人に對して豫防とし罪を犯す者に對して刑を科することに於て、今日は一般豫防と特別豫防此二つの目的の爲に刑を科する目的を充すことの出来ぬものであつたならば即ち刑は無用であり、隨つて不正である、云ふことになる、刑は少なくとも此二つの何れかを充たさなければならぬ、ところで一般豫防と特別豫防と云ふものは丸て方面が違つて居るのである、ところが國家が施す所の刑なるものは一ツである、茲に於てか常に兩方に向つて満足の結果を得ることが出来ない、それは一般豫防と云ふことは醫者の仕事に譬へて見ると恰も衛生とか生理とか云ふ方面で特別豫防は吾人に向つて治療を施すことである、此衛生若くは生理と吾人に向つて治療を施すと云ふことは醫者に問ふて見れば直く解るので醫者は決して同じ薬を用ひない、仮令ば虎列刺豫防の爲めには石炭酸を撒くとか家を清潔にするとかする、併し現在虎列刺に罹つて居るものに石炭酸を吞せはしない、瀉りを止めてやるとか吐きを止めてやるとかして其薬を吞ませる、醫者にすれば丸て別の方法を用ひる、ところが刑事上に就ては別罰と云ふ唯一ツの薬であるから誠に窮屈な譯である、恰も之れを醫者の例で申すと二ツの振り出し薬で感冒を防ぐにも感冒に罹つて居るものにも吞ませることになる、であるから到底充分の目的を達することが出来ない、之れを事實に當て符めてお話しませう、假令はこゝに殺人罪を犯した者があると假定する、之れに對しては死刑若くは無期徒刑がある、ところで裁判所に於て無期徒刑を宣告し執行する、殺人罪に就ては澤山の問題がありますが假りに無期徒刑と云ふは恐ろしい刑罰である、故に此刑罰が科せらるると云ふが爲めに一般の人は罪を犯さぬと假定致しませう、さうすると此罪を科した爲に一般豫防の目的を達したと云へる、併ながら個人に對してはさうなるか

と云うと成る程個人に向つても大變之れがきつく當る、だからして一般の場合に於ては個人に對しても個人豫防の効果を奏するのであるが極端のものを云ふとそんなことでは懲りない者もある又反對例を擧ると刑の宣告を受けた其翌日全く改悛して佛様のやうになつて仕舞う者もある、之れに對して刑を科すと云ふことは可笑なお話である、即ち一の形式である、故にかう云ふ不都合を生ずる、唯一の形式で豫防法もやり病氣も治療しやうとする、一方には非常に利きかよかつたが一方では無駄である、さうすると少なくとも刑と云ふものは一面に不正であることになる、故に此刑罰制度は非常な窮屈なことになる、併ながら元此目的が一般の豫防と個人豫防のために之れに適當した刑を科すことにしなればならぬのでありますから刑罰法は之れに餘程重きを置いて行かなければならぬ、一概に定つた刑を科して行く一方には利目があつても他の方には利目がないと云ふことかある、故に兩方に向つて利くやうにしなればならぬ、ところで刑は一ツである、併ながら此ことに就て刑法は能く考て行かなければならぬ、さうして行つたならば一つの刑であるが兩方に働くことが出来るか、が即ち刑法の六ヶしい問題である、之れからして詰る所、刑罰の範圍を非常に廣めて行うと云ふ考が起る、假令ば人殺ても死刑からして五年以上の懲役酌量と云ふことになる、尙ほ之れから司獄官に或る權能を與へると云ふことにもなり一方の無用の刑を科さないやうにする、と云ふことになる、が元々の一の形式であるから餘程六しいのであるが今日では先づ刑の範圍でも廣くして置いて自由にやるより仕方ないことになる、ところで先づ刑罰の目的が個人豫防と一般豫防と云ふことにあつて之れに就て唯形式が一つである、甚だ困つたものであると云ふことを頭に置いて舊派の學説と對照するのであります、舊派の學説と對照すると人は自由の意思を以て万事平等であると考て居つて詰り刑の輕重は犯罪の輕重に依るべきものと考へて居る、こゝに於てか定める所の刑罰が犯罪を標準に見て置く、ところが犯罪にはそれ／＼大小輕重がある、幾ら種類を分けても重い種類に屬する者は或る程度までよりは下けるこ

とか出来ない、又軽い罪は或る程度以上上ることが出来ぬと云ふ考へか起る、そこで舊派の考へから行くど人を殺した者は死刑若くは無期徒刑に處する、極く酌量した處で一等位と考へる、特別事情があつたら刑法第三百九條以下の規定に依ると云ふことがある、依つて此主義で立法されるもどうしても 刑の範圍は廣くなりやうがない、人は抜いて即ち一般豫防の方許り見て居るからさう下けることは出来ぬのである、人殺と云ふ犯罪に就ては程の刑を盛つたらよいかは人に依らずして机の上で見る、人殺は重い依つて死刑が無期徒刑幾ら下けても十五年位より下けることは出来ぬと考へる、それ故にかう云ふ舊派の規定に依る現行刑法は範圍が非常に狭いのである、ところが新派の學說に依ると狭くして居つたのは一般豫防に都合がよくても特別豫防に行つて困ることがある、無駄に重い刑を長く科さなければならぬことかある、人と云ふ事情と犯罪を照合せて考へると何段にも分けなければならぬ場合がある、即ち元の法律で云ふと犯罪が十色ある、さうすると此十色に就てそれ／＼刑罰を盛つて置けばよい、ところで新派の學說は更に人を交ふるから或る犯罪と其犯罪を犯したる人を見、そこで十人居ると百刑がなければならぬとなる、それであるからさうしても刑の範圍を廣めて置かなければならぬことになる、さうしないと人に應ずる巧い刑を見出すことが出来ぬことになるそこで人に應ずる巧い刑と云ふことになる、と前に申しました一般豫防の力が幾らか軽くなる、と云ふものは一般豫防は二回に働くと申しだ、第一回は法律で働く、第二回は實際刑を科する時に働く、と申上けた、そこで第二回になると刑が軽い個人には最も適當した刑が科せられても一般公衆に對しては大變軽い刑が科せられる、あれならやつてもよい、と云ふことになるから一般豫防の力が幾らか薄い、頗る此點は第一級に於て人に働いて居る、一級に於ては高い刑が盛つてある、死刑から五年以上の懲役となつて居るから看板の上から云ふと或は此罪を犯して死刑に處せられるかも知れぬからと云ふのもやらぬかも知れぬから廣い刑罰制度を設けて置く、と實際刑を科する場合に一般豫防の力が弱いが其

迄は第一回の一般豫防の効果に依つて多少違ふことが出来るから、折衷して先づ一般豫防は第一回で遵奉して置く、第二回の場合には寧ろ個人に當て籍るやうにして行く、かう云ふことになる、そこで一般に近頃刑法を新しく制定せらる、國の一般の立法者の考、又實際家の考は刑罰の範圍を廣げて置くと云ふ考である、之れに就ては今申しした通り犯罪と人と刑罰との三つに能く注意して置ぬと刑の廣かつたに拘らず、矢張り昔の舊派の考を持つて居ると恐く立法者の趣旨に反するやうなことになる、はせぬかと思ふ、今の立法者はさう云う積りで立法するかも知れぬが恐くさうであらうと思ふのである、そこでまづ刑法編纂の事業を致しては一の罪に對して極く廣い刑を規定して置く、而して之れを實際科する場合即ち特別豫防と云ふ方面で如何なる刑を個人に對して盛るか、と云へば疑ひもなく刑を科するもの、自由判斷に依つて極く適當の刑を科せよと云ふことになる、ところで適當の刑を科することに就きまして何人が如何なる定義に依つて刑を科する、かう云ふことになる、處で之れになると先程も小河君の記された通り現在には裁判官がやつて居る、隨つて今後仮令刑法が改正になつても矢張り裁判官がやることになる、併ながら若し今日までのやうに裁判官が刑を科すると云ふならば其刑たるや極めて杜撰であつて若し新しい刑法が新派に依つて出来るものならばそれは實際解らぬが若しさうであれば立法者の趣旨に背いたやうな刑が行はれやしないかと思ふ、と云ふのは成程裁判所に於てはその犯罪事實は明かに解る、それは諸般の證據に依り明確に解るであらませう、隨つて犯罪が社會に及ぼした害悪の大小輕重之れに對する報酬を絶對的に考へては程の刑を科したらよいかと云ふことは解りませうが、犯罪人と云ふ者に就ては甚だ材料が乏しいと思ふ、今までの裁判官は犯罪と云ふものは能く知るが、犯罪人のどんな人かは今までの手續では充分の調べは出来ぬのである、と云ふのは輕微なる犯罪であれば一時間か二時間その事件を取調べるで終る、若しそれ其犯罪人を知ることには僅に二三枚の警察の報告位それもあるかないか解らぬ、であるからして充分

に犯罪人が解らぬ、時としては裁判所に出廷して豪らい横柄な顔をして居る奴が重くなつたり或は如何にも憐れつぽく涙を溢して居る奴が軽くなつたりするやうなことがある、さう云ふことでは本當の立法者の考て居る刑は科せられない、さうしたらよいかと云ふと即ち犯罪人の既往將來を鑑みて之に對して適當なる刑を定めなければならぬ、それには其犯罪人の之れ迄の總ての經歷を糺してさう云ふ社會に育つてさう云ふ個人的系統を持つて居る、親はさう云ふことをして居る、祖父はさう云ふことをして居る、兄はさう云ふことをして居ると云ふ方面から調べて而して其者の犯罪當時の社會の事情に遡つて穿索する尙ほ如何なる教育を受けて居るか、其者は如何なる身體の健康状態にあつたかと云ふことを皆調べて始めて之に對する薬が解るのである、醫者が薬を盛ると同じで充分調べて刑を科することになる、ところが今日の裁判官に之れが出来るかと云へば迎も今までの定義では出来ない、而して仮令之れが出来ると致しても個人豫防の方法は醫者が個人に對して薬を與へると同じだから始めの診察はいつも相當とは云へぬ、時に依つて過りを來すことがある、であるから二度も三度も診察を要すると思ふ、さうすると始めに五年の刑にしても尙ほ后に至つて之れは少し軽いからモット重くするとか軽くするとかすることが出来なければならぬ、此薬を後ち盛ると云ふことは醫者に就ては疑ひはない、醫者が始め診察した儘で終局まで放つて置いたら病人は直らない、終局まで見てやらなければならぬ、さうすれば之れと同じく始終犯罪人を追ふて既往に依つて病状を知るのみならず、薬の利目を見て居なければならぬ、さうして見ると今日の裁判官は假令既往のことはスツカリ解るとしても將來に向つて時々薬を換て行くことは出来ないことになる、さう致すと之れは誰れの所へ持つて行くといかとなると即ち現在の司獄官である、之れか司獄官の任になつて來ると思ふ、之れまでの司獄官と云ふものは裁判所の宣告した刑罰を後生大事に執行して目付けをして居ればよい、悪口を申せば裁

判所からよこされた厄介者の下宿場その司獄官と云ふ典獄は下宿屋の主人に過ぎない、極めて簡單で唯逃走を防ぐと云ふこと丈で外部の公共を害さぬ限り經濟の巧く立つやうに或は仕事でもさせるとか或は安いものを食はして病人を造らぬやうにする位を考へれば後は何んにも無い、之れを要するに下宿屋の親爺たるに過ぎない、であるが新學派に依つて刑法が打ち立てられることでありましたならば司獄官と云ふものはさう云ふものではない、今日の裁判官以上である、で私は實際此刑を盛ることは今の裁判官と云はんよりは司獄官がすべきことになつて來やせぬかと思ふ、先づ若し職分を裁判官と司獄官と代ることであるならば私は一つにしてもよいと思ふて居るが、代ると云ふことならば裁判官は犯罪の有無を定める丈に止めて即ち恰も吾人が自分は病人らしく考へる、咳が出てならぬ依つて醫者の所へ行つて診察して貰う、此時に裁判官が診察して之れは病人らしく見える、如何にも病人である、そこで監獄へ送つてやる、監獄では成る程裁判官の云ふ通り病人である、之れに就ては既往將來を鑑みて適當の薬を盛らなければならぬと云ふて再三再四考へて始終病人に就て廻つて刑を科する刑を科すると云へば語弊があるが、之れに對する適當の處分をすると云ふことになるのである、此點に就きまして今迄は學説が二つに分れて居りまして矢張り司獄官と云ふものは從來の通り目付けに外ならぬ者にして置いてさう云ふ判断に屬することは總て裁判官に委ねやう、依つて先づ第一裁判官が既往に就て能く取調べて刑を盛る後には更に司獄官の報告を待つて更にそれに依つて刑を伸縮することの出来るやうにさうと云ふこと、唯裁判官は犯罪の有無を調べることにして薬を個人に盛る側に就ては之れは司獄官に委ねる方がよいと云ふのと兩方あります、之れは詰り大小同異で唯手續の違ふ丈でありますが便宜の上まだ實際理想に適つた刑を科することの出来る爲めにはさうしても私が始め云ふたやうな第二の裁判官は犯罪の有無を調べ刑に就ては司獄官に任すと云ふ方がよからうと思ふ、と云ふのでそれを今日の司獄官に任すことが出来るや否やと云ふことになりましたならば之れは非常な

問題であると思ふ、であります。苟も今日の學説がさう云ふ風に向へて来て司獄官にさう云ふ之を權能を與へると云ふことが最も個人豫防の方針に適うと云ふことでありましたならば現在の司獄官とても矢張さう云ふ心得で居ることが必要である、又當局者も動かしてさう云ふ風にさせることが必要であらうと思ふ、國家も亦さう云ふ適任者を段々養成して司獄の任に當らせるやうにすることが必要であるまいかと私は考へる、私の理想を致す所は將來はかう云ふとにやらなければならぬ、而して司獄官と云ふものは此職務を全うすることの爲めに先づ以て非常に経験を積んだ人でなければならぬ、昨日今日大學を出て来て文官試験を受けたと云ふ人に任すことは甚だ危険である、今の裁判官の如く單に犯罪事實を調べて刑を盛る位なら出来るか知れぬが人の既往將來を見て之れに對する適當の刑を盛るに就ては非常に経験のある人でなければならぬ、先づ以て此司獄の任に當るべき人は學識は勿論のこと社會の事情に能く通うと経験ある人が必要であると思ふ、此社會の経験と云ふことに就きまして哲學上の學理の根據を持つて居らなければならぬ、でありませうから此哲學上の學理の根據に依つて能く個人現在の狀態、將來に於ける有様を見極めることがなければならぬ、之れに就て彼の人相學とか骨相學とか云ふと人は笑ひますが充分に研究を盡して頂きたいと考へる、必ずしもかう云ふことを信ぜよと云ふてはないが一概に之れを排斥することはいかぬのである、そこで理論上實際上人の身體の構造如何に依つて犯罪が出来るやうでありますから此點に餘程着目して之れに對する藥を盛ることにしなければならぬと思ひます、幾らも澤山外に注意すべき點があります、殊にかう云ふ點に注意して行かなければならぬ、さう云ふと極く淺薄の人は直く反對にかう云ふことを云ふ、成る程骨相、人相と云ふものが極まつて之れは個人的にかう云ふ事情ある人と極まつたならばそれは直す方法はないではないかと云ふ人がある、そんなものが極まつたら矢張りロンゾローの云ふやうに終生離隔して仕舞う、即ち他の言葉で以て云ふと若し骨相、人相が個人的事情が極まつたら今後改善と云ふ處分に就て失望すると云ふ人がある、併ながらこゝに特に注意を要するそれが能く反對論者の主張する論の誤りである、同時に骨相、人相を主張する人の誤りである、成る程頭の事情其他身體の事情に依つて人は極まつた事情を持つがそれは根底から變つては出來ないが暫時變つて來ることが出来る、それはそれ／＼證據のある話である、現に諺にも氏より育ちと云ふことがある、同じ家族の中に生れた兄弟でも一は産み落すと同時に車挽に育つた、それは品性までも變つて來るのである、之れは證據が澤山ある、それ程事情の悪いのでも幾らか矯ることか出來て段々變つて行く、であるから私が紋付の羽織を着、或はフロックコーを着た爲めに其人が品よく見えると云ふ許りでなく、裸にしても教育のある人は顔付きか違ふと思ふ、それは即教育の力に依つて段々さう云ふ風に化せられて來る、之は可笑な話ですが、假令は能く世間に藝者を與さんにして居る人もあります、始めの中は誠に調子が悪くていつもお客を取扱つて居るやうである、お客が來ても誠に奥さんらしくないが段々歲月を経ると痕跡が取れて仕舞う、又之れに加ふるに高等の教育を受けることになるご全くその痕跡が無くなる、併ながら始めの中は後ろ姿を見ても直く解る、それに依つて悉く直るとは信じないが教育の力で餘程曲つたことを直して行くことが出来る、個人的事情をスツカリ知つても之れに依つて失望することは無い、之れに依つて方針が定まると思ふ、私は尙は醫者に相談して見たら腦髓を養ふことが又出来るだらうと考へて居る、故に腦髓の位置の悪いやうな人は醫者の研究を待つて腦髓を直すことが又出来るやうと考へ考へる、であるから普通之れ迄やつて居る犯罪人に對する注意に就ては私が申すよりは寧ろ諸君の方が御承知でありますから尙は此上に個人の事情を能く觀察して、觀察が定まつても之れに依つて失望することなく、更に反對の藥を見出して之れを矯めることにして行きたいと考へる。

之れを要するに舊學派の立法の元に於ては司獄官と云ふものは誠に無責任のものであつて其責任が輕いと同時に仕事も甚だ面白からぬ、甚だ詰らないもので、實は私共お断りするのであります、今后

新派の主義に依つて段々立法されることになつて司獄官の責任が段々重くなつて参りましたならば今日の裁判官よりはモット責任が重く同時にモット面白い恰も學校に居つて子弟を教育する、加ふるに國家全體に向つての事業であると云ふことに付て非常な樂みがあると信する、諸君は今日改良せられんとする刑法が新學派の學說に依つてせらるゝかどうかは知りませぬが兎に角さう云ふ風に仕向けて行くやうに心得て頂きたいと同時に之れから出来る刑法が新派の主義に依つて出来なかつたらさう云ふ風に向けるやうに希望するのであります(拍手)

刑法改正案に對する論説は前號に蒐輯せしが原稿締切後到着したるもの少からず之を授了せんことは最も惜しく感ずるまゝ、左に其二三を撰ぐる(こゝせり(編者))

○ 刑法改正按に就て

堀川 水 哉 生

法曹多年の研鑽琢磨を経たる刑法改正按は今や貴族院に提出せられたり我刑法改正の今日に必要なるは學者實驗家の殆んど一般に認むる所にして殊に改正按が漸く刑法學上の新主義を採用するに至りたるは吾人の最も賛同する所なり是れ敢て徒に奇を好み新を喜ぶにあらず從來幾多の實驗に徴し又時世の變遷人文の發達に鑑み其至當なるを確信すればなり吾人は改正按の大體に同意を表するもの速に兩議院を通過せんことを切望して止まざるなり然れ共其内容に就ては吾人が日常犯人に直接し感覺する所のものに照らし尙ほ多少の遺憾なきを得ざる者あり屬を得て罰を與むは人情の自然なり善美なるが上にも善美ならんことを求むるは吾人の改正按に對する希望なれば吾人は今日吾人の立場より觀察したる見地に基き最も重大なりと思料するもの二三に就きて平生の所感を披瀝し識者の一顧を煩はすは吾人の責任なるを信す若し夫れ改正按全般を通じ仔細に學理上の評論を試むるは専門の學者に待つあり吾人淺學の徒の陳々を要せざる所なり

(其一)

改正按は其第四十一條に於て十四歳未満者の行爲は之れを罰せずと規定せり責任年齢の程度如何は刑事制度に於ける一大問題にして國家社會に最も重大の關係を有するものなれば吾人は最も慎重に之を研究せんと欲するものなり

責任年齢を定むる標準は精神身體の發育狀態殊に意識の發育程度を考察較量すべきは言を俟たず心身の發育は風教の張弛氣候の寒暄に依り相同からず各國の刑法に就て之れを見るも其年齢の一樣ならざるものあるを以て我刑法は我少年に就て之れを研究し尙ほ犯罪少年の發育狀態を參酌することの最も必要なるを認む學者の調査する所に依れば寒暖の中和せる我邦土に在りては十五歳乃至十八歳を以て精神身體の稍發育せる時期とせり又吾人が一定の監獄に於て最近四年間に收容したる未成年囚幼年囚及懲治人に就て之れを觀るも父母なきもの及父又は母なきもの七割五分の多きを占め其父母あるものと雖も生育其他の關係頗る同情すべきものあり又犯人身體の智力感情及身體發育の程度を精査し之れを犯罪の事實及其原因動機に對する意思能力に對照するも境遇の不良教養の不充分なる結果は一般の少年に比し意識の發育一層不完全なるものあり改正按も又た此等一般の狀態を參酌して規定の根據とせられたるなるべしと雖も吾人は改正按か十四歳以上を以て責任年齢と定めたるは低きに失するものとし之れを十六歳以上に變更せられんことを希望するものなり

現行刑法の責任年齢十二歳以上を改正按に於て十四歳以上としたるは一見其年齢を高くしたるが如し

と雖も現行刑法に於ては十二歳以上十六歳未満は關係的責任年齢として是非の辨別に依り責任の有無を判定し十六歳以上二十歳未満は特に宥恕減等すべき規定なるも改正按に於て關係的責任年齢を廢止したる爲め絕對的責任年齢の分界たる十四歳は事實其一部を低減したる結果を見るに至れり吾人の調査せる監獄に於て最近四年間に收容したる懲治人幼年囚を年齢に區別すれば懲治人二百十六人の内十四歳未満の者九十八人十四歳以上十六歳未満の者百十八人あり幼年囚百二十六人の内十四歳未満の者十六人十四歳以上十六歳未満の者百十人あり若し改正按の如く十四歳以上の犯人は悉く之れを處罰せざれば懲治人の百五十人幼年囚の百十人は刑法上の成年者として處罰せらるに至るべし吾人は更に觀察を一轉して同期間に於ける十四歳以上十六歳未満の幼年犯罪者の處分の結果を調査すれば二百五十六人の入監者中辨別力ありとし處罰せらるるもの百六人辨別力なくして無罪の判決を受けたるもの百五十人あり改正按の規定を以てせば現行刑法の下に於て意識能力の完全ならざるものとして刑罰の責任に堪ざるものと認め無罪の判決を與たる百五十人の少年は一般成年者と均しく處罰せられざるを得ざるが如き奇怪の結果を見るに至るべし僅に一監獄四年間の拘禁者に於ても尙ほ斯の如し全國の監獄に入監したる者及不拘留の者にして同一の處分を受けたる者更に幾許ぞや尙ほ近來少年の犯罪に對する實況を通觀するも十六歳未満者は成る可く懲治處分に附するが如き傾向あり是れ吾人と同く十六歳未満の者に對し刑法上の責任を負担せしむるの不可なることを認識したる現象にあらざるか素より十六歳を以て限界とせるは現行刑法に於て是非を辨別する能力に依り責任の有無を決定する關係的責任年齢の規定あるに原因するなるべしと雖も十四歳も亦關係責任年齢の範圍に在るを以て司法當局者若し十四歳を以て限界するの適當なるを認むるに於ては之れを標準として處斷し得るにも拘らず尙ほ十六歳を以て限界とせる事實あるは既に多數所見の之れに一致せるを認むることを得べし

從來法定上に於て關係的責任年齢とし事實上に於て無罪の判決を與へたるものに對し直に刑罰責任を負担せしむるが如き劇變は刑事立法政策に於て最も注意攻究を要するものなり特に意識能力尙ほ幼稚未熟にして大に教養發育の餘地ある者の行爲に對し直に刑罰を科するの不可なることは少く少年犯罪の處分に傾意する者の均く首肯する所なり之れに由り之れを觀るも吾人は飽まで改正按の十四歳を以て責任年齢の限界としたるは低きに失し十六歳以上に變更するの甚だ適當なるを認むるのみならず十四歳を限度としたる規定の根據を疑はざるを得ざるなり

(其二)

死刑の良刑にあらざることは世既に定論あり存置論者と雖も死刑を以て絕對に良刑なりとして之れか存置を主張するにはあらざるへし改正按は現行刑法に比すれば裁判官の裁量範圍を擴張したるを以て改正櫻按實施に至れば事實に於て死刑の判決を受ける者減少すへしと雖も尙ほ之れを廢止せざるは吾人の遺按とする所なり惟ふに存廢兩說今日の争點は只時機に就ての問題たるに過ぎざるなり果して然らば改正案は今日の國情尙ほ死刑を廢止するの時運に到達せざる者と認めたるか我國の現状は物質的文明の進歩したるに拘らず精神的文明の未だ大に發達せざるものあるは吾人と雖亦之れを認識せり然れども之を既往に比すればは教育は普及し法制は整備し總ての改良進歩は今日國運の發展興隆を見るに至たる所以にして日清戰役北清事件及日露戰役夫れ自身のみを以て一躍列強の伍班に進入したるにあらず國運既に世界文明の一等に列位し而も國情は尙ほ死刑を廢止する能はざる蠻的狀態に在りと謂ふに至りては吾人其意を了解する能はざるなり刑法は國家の秩序を維持する要具なるを以て國家の生存に必要あれは其必要の程度に應じ之れを存置する固より不可なしと雖も我國今日の狀態は死刑を存置せされは秩序を保持する能はざるか如き微弱不健全のものにあらず之れを現今列國の趨勢に徴するも歐洲二三の邦國に於ては既に斷然其刑法より死刑を削除せり我國今日の狀態を以て死刑の廢止を不可能とせば何れの日か克く之れを廢止するを得ん

刑は刑なきを期す放火殺人の如き殘酷暴戾の犯罪ある間は死刑を廢止する能はずとせば吾人亦何をか謂はん然れ共殘酷暴戾の犯罪は死刑に依り減滅するものにあらずして教育の普及智徳の發達に依り自ら減滅するものなり試に思へ殘酷暴戾の犯罪は我國に於ては新律綱領改定律令の時代に於て最も多く現行刑法施行後は智巧僞譎の犯罪は増加せるも殘酷暴戾の犯罪は漸く減少せるにあらずや此事實に依るも死刑の價値は略は推知するを得へし

爾て犯人自體に就て之を觀察するも死刑は果して他を威嚇し犯罪を豫防する効力あるか改正案に於て死刑に該當する犯罪の原因動機は吾人の觀る所に依れば多くは當時の狀勢に餘義なくせられ又は一旦の情熱に驅られ情火の炎々たる所制止の觀念全く其作用を失し所謂止まんと欲して止む能はざるに出でたるもの是なり通常一般の人にして通常一般の境遇に在る場合に對しては或は世人の想像するか如き威嚇の効力あるへしと雖も犯人自體の境遇殊に其犯罪當時の精神狀態に就て之れを觀れば死刑の他を威嚇する勢力の意外に薄弱なるに想到すへし又國家の秩序を維持する爲め極惡の犯人は之れを社會より排除して其禍根を絶滅するの必要ありと假定するも除害主義必ず死刑に待たざるへからざる理由なし單に犯人を社會より離隔せんと欲せば無期刑のあるあり充分其目的を達することを得へし既に威嚇の効力なく又無期刑に依りて除害の目的を達するとせば死刑の存廢は犯罪の増減を意味せず死刑を廢止すれば極惡の犯罪増加すへしとは或は杞人の憂たるに過ぎざるか

特に吾人か多年死刑囚に就きて實驗したる所に依れば其犯罪の原因動機が多くは他動的若は偶發的に發生したるものなを以て其社會に與へたる害惡の重大にして其行爲の極めて殘刻なるに似す犯罪の事情に遠さかるに従ひ漸く悔悟の色を現はし矯正善改の困難ならざるを感せしむるもの尠からず殊に刑罰を執行する瞬間に於て懺悔の念其眉宇に動くあるを看取するに至りては吾人實に惻怛の情に耐へざるもの常に然り吾人の切に死刑の廢止を希望する原動は此點に在つて存す惟ふに此感想は獨り吾人

一人のみにあらず血あり涙あるものは恐らくは何人と雖も同感あるべきを信す理論は學者之れを研究して既に餘蘊なし吾人は吾人の犯人を感化矯正する責任ある立場より觀察し改正案か一面に犯人の人格に重きを措き刑を量定する主義を參酌したるを喜ぶと同時に尙は死刑を存して白玉に一疵を附したるを悲む

若し夫れ改正案第一章乃至第三章の死刑に該當する犯罪に至りては吾人別に主張あり同一に論斷し難きものあるを以て更に他日を期し詳論する所あるへし

(其二)

自由刑の目的は究極すれば犯人の改良に在り而して犯人には其犯罪行爲の輕きに似す短正改良に困難なるものあり犯罪の輕重と犯人の人格とは常に一致せざるのみならず却て相反するの事實あることは吾人日常に目睹耳聞する所なり現行刑法は罪刑の權衡に重きを措くを以て罪の輕重は即ち刑の輕重なり是れを以て犯人未だ矯正改良するに至らざるも刑期滿限すれば之を解放せざるを得ず又犯人は既に矯正改良したりと雖も刑期未滿の間は依然之れを拘禁し空く獄舎に呻吟せしめざるを得ざるもの往々之れ有り刑罰の目的に背戾するものと謂ふへし改正案は刑の量定に於て犯人の人格に重きを措く主義を參酌せられたるに拘らず最も感化矯正に困難を感ずる習慣的職業的犯罪者及意識能力の發達期間に在る少年犯罪者の處分に關し何等の特色を發揮せられざりしは吾人の遺憾とする所なり北米合衆國二三の監獄に於ては既に不定期刑制度を實行せり其執行の方法に關しては多少の議論ありと雖も不定期刑制度自體の良制度たることは世間既に定論あり蓋し刑法に於て犯人を研究し刑罰を量定する根本の目的にして犯人を改良するに在りとせば不定期刑制度は早晚必至の最良制度たるべきは疑を容れざるなり改正案にして多少に拘はらず犯人の人格に重きを措く新學說を採用したる以上は何故に百尺竿頭一步を進め不定期刑の新制度を參酌せざりしか

不定期刑制度は事實に於て裁判官權限の一半を割て司獄官に與ふるものなり司獄官の責任一層重大を加ふと雖ども司獄官は日常犯人に直接し其性行を研究し改悛の有無を精察することを得る便宜の位置に在るものなれば之れを裁判官が一回又は數回の審問に於て認知せし所と比較せば其精粗果して如何ぞや裁判官賢明なりと雖も一回又は數回の審問に依り犯人改良の時期を未然に察知測定することを得るは人の罪にあらすして法の罪なり若し又現今の司獄官にして未だ其人を得ず責任過大の恐れあれば之れに處するの道は自ら他に存するあり是を以て此良制度の採用に躊躇すべき理あらざるべし然れども不定期刑制度如何に良制度たりと雖も吾人は之を自由刑全般に採用せんことを希望するものにあらざるのみならず自由刑全般に採用するか如きは夫に考慮を要する問題にして良制度却て惡制度たるなきを保せず北米合衆國二三の監獄に於て實行せるものも犯人の年齢其他を制限し其種類に屬するものに對し執行せり吾人は改正案第三十五章乃至第三十九章の罪の累犯者及未成年の犯罪者に之れを適用せられんことを希望す

以上は刑法上の問題として最も重大なるものなれば吾人淺學の徒の容喙し得べきものにあらすと雖も平生の希望今や默止する能はざるものあるを以て其一斑を述へて識者の高教を乞ふ

刑法改正に對する希望三三二

堀 川 生

待ちに待ちたる刑法改正案は今や帝國議會に提出せらるる大體に於て通過すること疑ひなしとするも兩院議員を始め世間一般に大小の議論あることは免れざる所なるべし而して余も改正案全體を通じては沙汰にもあるまじいざ是より卑見の三四を擧げて世の人に問はんか

余が希望の第一としては改正案の第十一條を修正して死刑は監獄以外の場所に於て行ふとに改められしそは監獄は自由刑を執行する機關にして自由刑は感化矯正を本位とするものにあらざれば監獄官吏をして死刑を執行せしむるは所謂難きを人に責るものと認めらるればなり右手にて人に殘忍冷酷の行を爲さしめ左手にて人を感化善導せよとは矛盾にあらずして何ぞや斯る矛盾を強らるゝ監獄官吏こそ迷惑なれ且つ夫れ道路に屠獸を運搬せしむるも尙之れに覆蓋を用しむ本來温き同情を有せず羞恥の觀念に欠乏せる囚人の目前に死刑場を設けることは如何に其改良に妨あるべきか殊に教養主義を以て所遇せる未成年者には一層大なる障礙あるべし是れ余の死刑場を監獄以外に於て設置せんことを希望する所以にして監獄改良上最も緊要なる一問題なるべし然り而して監獄官吏の手を離れ監獄以外に於て之れを執行すとせば果して何れの場所にて何人をして之れが執行に當らしむべきかは次に來るべき問題ならん余は之れに答へて云はん全國控訴院所在地に死刑場を特設し特別の機關を設置すべしと惟ふに從來死刑の判決を受けたものにして直ちに第一審判決に服従するものなし第二審終審と上訴を爲し尙ほ再審の訴へをも爲すもの殆んど其全數なりされば死刑場は其多くを設置するの要あることなし控訴院所在地のみにて足るべきものなり稀に第一審判決に服罪し地方裁判所所在地監獄に在るものあれば交通機關の普及せし今日之れを執行地に押送せしむるも又可ならずや斯る制度は未だ外國にも殆んど其例あるを聞かされども必ずしも外國の事例のみ拘泥するに及ぶまじ却て監獄改良の一端として先鞭を附け歐米先進國をして後へに堂若たらしむるも又愉快ならずとせんや余は尙ほ再言す余の希望は私情を以て死刑の執行を避けんとするものにあらず監獄の本領に於て死刑の執行を許さるゝものと確信するものなれば此意味を以て改正案第十一條を修正せられんことを望むにあり

改正刑法案は第十二條及第十三條に於て懲役と禁錮とを區別して懲役は監獄に拘留し定役に服せしめ禁錮は單に監獄に拘留する者と定められたり即懲役と禁錮とは定役の有無を以て區別せられたるにありされども作業は本來人類が人類として待遇せらるべき上に於て爲すべき道義上の權利なり又其義務たるべものなり勞働は神聖なりと謂ふの意味も専ら此邊に在て存する者にして之を刑罰の要素とすることは勞働を侮蔑するの嫌われは寧ろ感化改良の手段於て個人の性質身分職業等の關係上より作業を科として執行法の規定に譲り監獄に拘留せるものは一般に相當の作業に服せしむるを以て原則し典獄にするの必要なしと認めたるものに限り特に之を免除することを得るとするの適當なるを信す尙又既に刑名に依り作業の有無を區別せずとせば懲役禁錮の二刑名を存する要なし何れか其一を削除することを得べし而して懲役なる文字は文字自體よりするも從來の沿革よりするも甚だ妙ならざる文字なれば刑法上懲役なる刑名を削除して單に禁錮刑のみとし改正按の如く禁錮刑を更に區別して有期禁錮無期禁錮とせられんこと至當なるべし

改正按第一編第四章は刑の執行猶豫の規定を設けられたれどもこは人も知る如く明治卅八年法律第七十號の法文に多少の修正を加へて茲に掲載せられたるにありて多く言ふの必要なしと雖ども現行法の刑期一年以下を刑期二年以下に進められたるは尙ほ物足らぬ思あり此規定の精神を活用せしめんには今一層其範圍を擴張し五年以下の懲役又は禁錮に止められんこと相當ならずや此範圍擴張の希望に關しては從來世間に同論者もあつて獨り余のみの希望にはあらざるなり早く云へば此法律施行以來猶豫處分を受けたるもの甚だ僅少なるを見て未だ以て此法律の充分に活用せられざるを證するに難からざるべし或は刑期の範圍を擴張しては爲に弊害を生ずるの恐れあるべしとの杞憂論も之あるならんども雖ども弊害の起るは適用に慎重を加ふるに否とにありて刑期の長短に拘はらざるなり既に各罪に對する刑期の範圍をも思切りて非常に擴張し裁判官の自由裁量に委任せられたれば執行猶豫に就ても弊害を醸成するに足らざるべきにあらざるべし

現行刑法第十五條に於ける死刑の宣告を受けたる婦女分娩後一百日は死刑の執行を猶豫せらるゝ規定は改正按に於て削除せられたり蓋し此規定は不當又は無用なりとして之を廢止せられしにあらすして他の執行法に之を譲られたるの趣旨ならんか果して他の規定に譲られたるものとせば余又云ふべきものなしと雖ども若し全然之れを削除せらるゝものとせば意見なきを得ざるなり抑も此規定の主として胎兒を保護せらるゝの理由に出たるとは何人も知る所にしし情理兼備りたる規定なりと信せり民法にても或場合に於ては胎兒の人格を認め財産上の權利を保護せられたる規定あり財産上の權利すら尙然り況んや其生命に於てをや死刑の執行を猶豫するを厭ふて不幸の胎兒を殺して顧みざるが如きは沒道德沒人情の甚しきものにして賢明なる我刑法改正委員の之を敢てせらる道理あるべきなし余は尙まで改正按が全然之れを廢止するの精神にあらすして附屬法に譲りたるものと信じ又信せんことを欲するものなり老婆心の餘り言茲に及ぶものなり

自由刑執行中精神病に罹りたるものあるとき之れを精神病院に送致して其の全快に至るまで刑の執行を中止すること現に獨逸等に於て行はるゝ所なり監獄に比較的精神病者の多きことは何人も之れを否定するものなかるべし畢竟犯罪人と精神病者とは相近接するに在ると刑の執行其物が受刑者本人の精神上に大なる壓迫を與ふるにあるものか要するに監獄に精神病を見るの多きは自然の數なれども精神病異狀者に對し刑の執行を爲すことの無意義なると共に監獄の靜謐を害せしむる外何等の結果なきことも明瞭なる事實なり獨逸等に於て精神病者に對し執行中止の規定ある所以なるべし余は此刑法改正を機とし精神病者は之を精神病院に送致し刑の執行を中止せらるゝ規定を新設せられんことを望む又彼の妊婦の如きに就ても其懷妊中は勿論分娩後一定の期間は刑の執行を一時猶豫若くは中止せられんこと當然なりと思考せり言までもなく懷妊中の婦女は身體の危機に在る者にして最も保護を要するの時なり

而して母體の保護は即ち胎兒の保護にして可成其時期を避くるに注意すべきこと宜しきを得たるものなるべし故に逃走其他刑の執行を確保し得べきものと認むる懷妊中の婦女に對しては彼の死刑の言渡を受けたる婦女と同じく一定の時期は執行を猶豫せられんことを希望せざるを得ざるなり外國に於ては重病又は家計上甚たしき事故ある場合に於てすら尙一時刑の執行を中止せるものあり刑罰の執行は固より嚴正確實ならざるべからずと雖ども人身の保護も又之れを尊重せざるべからざるべし尤も此等の規定は或は執行法に規定すべきこと相當なるやも知るべからず余は其刑法に規定せらるゝと附屬法に譲らるゝとを問はず何れにするも其規定の新設を望むのみ唯刑法改正の此時機に臨み平素の卑見を陳述し置くのみ

刑法改正案に付て

渡 邊 武 直

我國刑法改正の沿革を按ずるに維新前は姑く措き明治三年始めて新律綱領を發布せられ上下違法の者あるときは直に之に據りて以て罰せらるゝことゝなれり然るに該法典たるや忽ちにして時勢民情に適せず寛嚴大に考慮すべきものあるを以て修正増補して明治五年更に改定律例の頒布あり而して右新律綱領と云へ改定律例と云へ共に明清の法律を基礎として編纂せられたるものなれば人智の開發時勢の發展に従ひ大に不備の點を發見し政府に於ては有名なる刑法學者ボアンナード氏を招聘し茲に刑法草按の起稿に任せしむることゝなれり同氏百方編纂に努力したるも素より一朝一夕の能くすべきの業にあらざれば數年の後始めて脱稿したり是より更に刑法審査委員の手に於て頻りに審議し明治十三年七月

第三十六號を以て布告せられたるもの即ち現行刑法是なりとす而して同法は明治十五年一月より實施せられたるに付之を遡りて考ふる時は已に二十五年有餘の歲月を経過したり抑我國維新後人文開發の速度は恰も電光的進歩にして常に歐米人の見て驚駭する所なれば此二十五年間の星霜は敢て長日月と稱するにあらざるも之を歐米各國開明の進度に比較對照するときは殆んど數世紀に値へするものあり歐米人の驚駭するもの誠に故なきにあらざるなり斯る長足の進歩なれば右刑法も實施後未だ幾許ならずして不備不備の點を發見し獨り學者實務家の間に異論あるのみならず一般國民に於ても其改正を嘖々し政府亦之を至當と認め爾來専門家に命じ起草編纂せしめられたること幾回なるを知らず余輩の現に記懸する所に於ても尙は四五回の多數に上れり然も漸く成案として帝國議會に提出せられたるは明治三十五年第十九回の議會の時なりとす當時余輩竊に謂らく積年専門家の苦心編纂に係り大體に於て完備なるを以て必ず上下兩院の協賛を経て法律として刑法の發布を見んと然るに同案は貴族院に於て可決したるも衆議院に於て議丁の餘日なく爲めに廢案の止むを得ざるに至れり厥後數年日露の大戦等の爲め政府姑く其提出を見合はされたりしが今茲第二十三帝國議會に再び提出今や貴族院に於て審議中に係れりと聞く

余輩改正案を一讀するに先以て現行法の重罪輕罪違警罪の區別を廢止し且つ刑名を大に減少し殊に從來不備不備と稱せられたる外國人にして我國の法物を毀損したる場合及内國人にして外國に於て罪を犯したる場合等の制裁は共に之を法例に規定して遺憾なきを得たり其他謀殺の區別を廢止し騷擾罪の規定を新設し或は假出獄年限の短縮等計へ來れば其改良進歩したる規程枚擧するに追あらず乃ち大體に於て完備とし賛成するのみならず特に監視制度の全廢せられたるを以て最も適切の改正と認む蓋し我賢明なる議員諸君に於ても和衷共同速かに可決せらるゝは信じ疑はざる所なれども聞くが如くんば草按調査委員中に於て尙は監視に付き一部存置論者ありたりと果して然るときは議場亦幾多の曲

折あらんも知るべからざれば余輩聊か一言せざるを得ず

夫れ監視の制度たるや元佛國刑法の遺物にして今日獨逸等猶ほ二三の邦國に於ては條件付を以て採用し居るも我國從來の實驗に徴すれば監視は徒らに改悔歸善の出獄者を驅つて再犯を餘義なくせしむるの制度たるのみならず凡そ一旦出獄したる者は農業にまれ工業にまれ商業にまれ將た被雇業にまれ速に正業に従事して父母妻子を養はざるべからざるは云ふ迄もなきことにして斯る業務ある者に對し漫に旅行を束縛し或は警察署に出願せしめ若くは家宅臨檢等の厭忌すべきことあれば其營業を妨害するは勿論他人をして直ちに入獄せしめ之れが爲め取引信用を害し殊に被雇業者の如きは直ちに解雇の運命に遭遇せるを以て終に脊に腹は代へ難く折角の改悔水泡に歸して餘義なく再犯に陥るもの比々皆是なりとす故に監視の制度たる偶陷罪の具に過ぎざれば余輩絶對に廢止を希望して止まざるものなり又之と同時に余輩の議員諸君に考慮を請はざるを得ざるものは死刑の廢止是なり死刑は果して存置するの必要あるや凡そ刑の目的は感化遷善良民に復歸し社會有用の人と爲すに在り死刑は全く此目的を達すること能はざるのみならず元來刑の苦痛は一身に止まるべき苦なるに死刑を執行せば直ちに延きて其父母妻子に苦痛を感受するや必せり殊に入は鬼神にあらざれば如何なる明判官と雖も時に誤判謬剛なき能はず自由刑又は罰金刑に於ては之を矯止すると敢て難きにあらざるも死刑に於ては一たび執行を了したる上は如何ともすると能はず實に人命は大切なり死刑は全く往時行はれたる復讐的の遺物なるを以て我國今日文化の程度に於て之を廢止するは最も至當至正なりと認む之を外國の例に徴するも逐次廢止の氣運ありて現にトスカナ、ルーメニヤ、ハルトガル、和蘭、コロンビヤ、ベネジユラ等其他數箇國に於ては已に死刑を廢止し晚近亦佛國に於ても之を廢止したり然も右等諸國の統計に依れば死刑廢止以來別に犯罪人の増加なきのみならず却て減少の傾向あるにあらざるや然らば死刑存置の必要なき自ら明瞭なれば余輩は全然死刑廢止を希望して止まざるものなり且つ又余輩草案累犯の規程に付一言せざるべからず試みに草案を摘記すれば

第五十七條 再犯の刑は其罪に付き定めたる懲役の長期の二倍以下とす

第五十九條 三犯以上の者と雖も仍ほ再犯の例に同じ

右第五十七條に依れば再犯の刑は當該罪の二倍以上に上すこと能はざるのみならず第五十八條に依れば三犯以上は幾回罪を犯すも尚ほ再犯と同様に處分するは果して再犯防遏に適當の規程と稱することを得るや余輩の實驗する所に依れば今日各監獄在監人の犯數は何れも再犯は初犯に超過し初犯の再犯より僅少なるは殆んど五六の監獄に止まるが如し然かも之等監獄と雖も年々再犯増加の形勢を示し今に於て之を絶滅減少するは我國刑事政策上第一の要義と認むるを以て最も慎重の注意を要すべきこととす余輩の意見に依れば再犯以上の者は則ち習慣犯者にして習慣犯者は容易に感化改良の見込なきを以て之に科するに嚴刑を以てし永く社會と隔離するの必要ありと信ず然れども習慣犯者必ずしも改良し難きにあらざる否寧ろ惡に強き者は善に強きの比喩の如く從來大小十數の犯罪を重ね極惡殫猛と稱せられたる徒にして往々眞正の良民に復歸したるの例尠少にあらざるを以て右等再犯の徒には一面不定期刑の執行を爲し感化改良せざるべきは之を永遠に監獄に拘禁するも若し感化改良するを得れば何時にても放免するの規定を設くるべきは彼等再犯の徒をして大に其畏怖すべきを知ると共に改後の状態を惹起し其効果の蓋し顯著なるものあらん或は今の監獄官吏に不定期刑の執行を要求するは甚だ危険なりとの異論あらんも如斯は監獄官吏を侮辱する者にして現に近年假出獄に於て其技術の適當なるものあるを見るべし則ち明治三十七年以降三ヶ年間假出獄者六千三百三十一人に對し中途出獄を停止せられたる者僅に百六十人にして其後再犯したるもの假りに右百六十人の二倍と見積るも假出獄者百人に對し僅に七人九分の再犯者に過ぎざれば其成績や良好なりと云はざるべからず之に由て之を觀れば今の監獄官吏に不定期刑の執行を委する決して危険の虞之れわらざるなり若し一步を譲り今の監獄官吏

を危険とせば之を免脱して適當の人物を採用するも可なり今日我國人物決して少なきを歎せざるなり要するに再犯防遏は刻下の急務にして然も這般の累犯規定にては到底其目的を達すること能はずと認むるを以て議員諸君の大に考慮せられむことを望む

次に又囚徒逃走罪には草案第九十八條に依れば未決既決の囚人逃走したる時は一年以下の懲役に處すとあり現行刑法に於ては右等の場合は一月以上六月以下の範圍に於て罰せらるゝを以て草案に於ては非常の重刑となれり獨之のみならず獄舎獄具を毀壞して逃走したる場合に於ても現行刑法より重刑を科するととなりて總じて逃走罪に付ては草案は過嚴酷刑の嫌なきか囚人の逃走するは一概に彼等を責むべからず自由を愛するは人情なり之を逃走せしめざる様警戒するは看守者の職責なり然るに其怠慢の結果逃走したりとて之に嚴罰を加ふるは余輩首肯すること能はざるなり鳥獸すら身束縛せらるゝに當ては外界に飛走せんとする念寸時も止まず況んや人類に於てをや余輩は常に思へらく囚人の逃走は實に同情に堪へざるものあるを以て寧ろ之を罰せざるに至當とす然るに草案に依れば却て現行法より過重の刑を以て之を罰するは最も同意すること能はざる所なり勿論二人以上共謀して逃走し又は獄舎獄具を毀壞して逃走し或は暴行脅迫を加へて逃走する等苟も威力を以て行動したる場合に於ては草案の如く嚴罰に處するを可とするも單純の逃走に付ては之を責罰せざるを可と認む

刑法改正案に就て

松 島 四 郎

曾て吾人の期待し居りたる刑法改正案も愈脱稿して現時帝國議會の審議に登り居るが余は未だ充分に研鑽を遂ぐるの迫なしと雖も今之れを通觀するに概ね吾人の理想に適合し刑事政策上頗る其面目を改むるに至りたるは斯道の爲め則ち國家の爲め慶賀すべきの至りなり然れども余等行刑の局に當るものをして忌憚なく指摘せしめなば聊か意見なきに非らざるを以て茲に一二の卑見を披瀝して江湖に訴へんとす

本家中加減例に於ては現行法に比し大に裁判官の自由裁量の餘地を與へたるは所謂犯情并に個人の關係より機宜適應の處分を爲し得らるべき即ち司法の活動を計るに原因し從て其利益偉大なりと認め得らるべく然るに本案中假出獄の制度は現行法に比し大に其範圍を擴張したりと雖も本件の如きは寧ろ司獄官の鑑識に任じ不定刑期の制度を設くるに於ては行刑運用上一層の活動を計り得べきものと思惟せらるゝも之れが權能を附與するに至らざりしは甚だ遺憾なりとす

本家中逃走罪に就き現行法より刑の適用範圍を加重せられたるは要するに社會の危害を防止すると且つ行刑を確實ならしむるに出でたるものと認めらるべきも本犯の如きは素より個人の性行に依るものなりと雖も概して當事者の過失に起因するものなるを以て本犯の責任を論ずるに當つては全然渠等を不問に附すべきに非らざるも寧ろ當事者の責任を問ふ事に於て至當と思惟せらるゝが故に特に現行法より加重するの要なきものと思考す

心神耗弱者及瘖啞者の行爲に對する刑責の有無

金澤 村田他家吉

心神耗弱者の行爲及瘖啞者の行爲は共に之れ刑責を附す可からずと爾云のみ

曰はく刑罰は實に社會の保安を維持せんが爲めに制定せらるゝものなり換言すれば社會を害するの行爲ある者は犯罪の客體として刑罰上の責任を附せざる可からずと然れども唯に表顯したる事實の行爲を以て直ちに犯罪として刑責を附すべからざるものありて存す假令ば人あり過りて進行中の瀛車に觸れ一手を切挫し而して強風に感じ將さに今や其腕を切斷するに非らざれば延ひて致命に至らんとするもの既に知覺を失し人事不省の域に在る者あるとき偶々茲に醫師あり來りて其の傷腕を切斷し應急手當の法を採りたるも加療其の功を奏せず傷者遂に死亡したりとせん乎此の醫師の行爲は當路官の立會なく命令なく又本人は勿論并に其本人の親族故舊等其他何人の許托を得たるものに非らざる限りは之れを法文々字的直接の解釋より見るときは即ち故意を以て不可抗力者を傷害し致死せしめたる者と云はざる可らずして以て若し直ちに刑責ありとし之に對し刑罰を行ふことあらん歟社會誰か能く之を首肯する者あらんや又或は一男子あり或る女性の既婚者たる事を知らず全く處女なりと信じて之と通ずる事あらんか何人か之を以て姦通罪に擬する事を肯する者あらんや或は又茲に一狂者あり人に拳銃を擬し以て一發汝の生命を奪はんと叫び將さに間一髪を容れざるの秋人誰か此の拳銃を奪ふに躊躇せん哉而して此の狂者を以て暴行脅迫の罪に問ひ拳銃の奪者を以て強盜横領の罪に論ずることあらんか社會何者か之れを是認せんや

之れ即ち事實上所謂犯罪行爲の表顯したりと雖も其の實質真相に至りては犯罪を構成するものに非らずして彼の醫師の行爲は善意より出でたる重過失に外ならずして毫も惡意を存せず。彼の一男子の

所爲は其の意思の原因律の錯誤より來れる者にして固より犯意なく、又彼の狂者の行爲は精神錯亂の致せる所に於て之れ勿論辨知の能力なし。亦彼の拳銃奪者の行爲は火急の場合觀念の一隙なく寧ろ正當防衛の所爲なり其の之を悉く罰すると能はざる所以のものは即醫師及一男子に於ては辨知力を有し自由力を存し觀念決意の故意を以てなしたる行爲なりしと雖其實狀に惡意を缺き一狂者の行爲は自由力を存し決意の故意なりと雖既に辨知力を失し拳銃奪者の所爲に至りては辨知力を有し收行故意の實ありと雖窮迫に際し觀念決意の餘地なく自由力を失へる者にして犯罪を完備せざるが故なり要之に犯罪には辨知力、自由力、並に惡意(故意)の三要素を具備せざる可からずして若し其内一を缺かん乎即ち之に對し刑責を附することは理論上亦通理上絕對的不可可能の事たること明らかなり現行法に於ける不論罪なる語は或る意味に於ては罪たらざるが故に之れを論せずと解せられ又或意味に於ては罪ありと雖も之れを罰せず(全免)と解せられ之れが立法者の意思は果して其の何れに歸着すべき歟を疑はしむるものあり即ち無意の所爲は之れを論せず。自由力なき行爲は之れを論せず辨知力なき行爲は之れを論せずと規制し乍ら同一章下一方に於て或は輕減し或は免除するの規定を設けたるは之れをし矛盾と云はずして果た何をか矛盾と云ふべき耶這回改正案起草案に於て茲に見るところありて乎不論罪なる之の錯綜の因たる語を撤し換ふるに犯罪の不成立と明掲したるは確かに立法思想の一進歩たることを失はず實に敬服することゝなりと雖も斯案尙ほ現行法の前弊を襲へるものありて予や實に遺憾とすることゝなり刑罰の責任年齢に對する議論に至りては既に提論の存するものたるを以て之れに譲ることとし

心神耗弱者の行爲は其の刑を減輕す

瘖啞者の行爲は之れを罰せず又は其刑を減輕す

と規定するものに對し是に至つて予は聊か議論なきこと能はざるものにして重慶長論は固より其の

必要なく唯僅かに一言にして自から盡せるところあるを信するなり

一、心神喪失者は既に其所爲を罰せざることを規定す而して一方に於て心神耗弱者の行爲を罰せんことをものに至りては起案者立法上の眞意を窺ふに苦む所なり喪失と云ひ耗弱と云ひ共に心神の不完なるに至りては即ち一つの喪失は絕對に觀念決意の智覺を具へず耗弱は或る範圍に於て觀念決意の智覺を不備するものなり内に觀念し外に決意するの智覺能力を缺如するに至りては即ち相等し之れ等智能缺如の行爲は實體具備の完行爲と云ふ能はざるは論を俟たざる所なり然るに起案者に於て一方には不完行爲として其の責を問はずとなし一方には完行爲として之れを責問するは蓋し墨雪混同の誤見たらざるを得ず故に予は心神喪失者の行爲を罰せざると共に耗弱者の行爲も亦之れを罰す可からずとなす所論なり論者或は曰はん

喪失は絕對無腦なれども耗弱は一部分能力を有す既に一部能力を有する以上は其の行爲の幾分は即ち觀念力を有する決意たり

と然れども开は實に皮想の見にして淺誣の議論たるに外ならず之れに對して辨駁せんとする固より價値なからんも之れ等不達の論據を以て若し草案の規制を是とするに至らん乎喪失耗弱、之の二者に對し之れが範圍の程度を見る上に於て判官其人の見解如何に依りて或は實際の喪失者たる者を以て耗弱者なりとして之れに刑責を附し或は耗弱者を以て喪失者なりとし之れが行爲を不問に附する等の錯誤奇觀を顯出するに至らんこと夫れ實に憂へざらんを欲するも能はざるところなり心神の喪失及耗弱と云ふもの之れが範圍程度に至りては醫學上精神學上各専門家に於て今日尙は議論紛々たることにして未だ以て確論あることなし然るに比較的之等専門上の智識少なき判官の裁斷に依りて之れに關する見解を待たんとするものは蓋し予たる信頼も亦甚しと云はざる可からず要するに醫學上よりする刑事政策の上に於ても尙ほ心神耗弱者を罰するの規定は之れを排除せざるを得ざる

所なり

二、瘡啞者の行爲に對しは或は罰し或は罰せざるの規定を設くるものは前後の撞着是に至りて又極まれりと云はざるを得ず等しく瘡啞者の行爲を以て或るものと或るものとを區別し分類せしは果して何の理由に據るところありてか之れを爲したる瘡啞者既に精神智覺上缺點あるものとなし之れが行爲は犯罪の要素を具備せざるものとして起案者一方に向つて刑責なしとす與論又之れを是認せり然るに起案者は

……又は其刑を減輕す

と定制す即ち瘡啞者の行爲は一面に之れを罰すと宣言するものなり之の相對矛盾の規定を並存せんか瘡啞者不幸にして最初に裁判官の感情を害する事あらんか之は直ちに無意味の刑を執行せられざる可からざるに至り實際惡むべき行爲の瘡啞者にして時に裁判官の好意を遇せることあらんか之れは無意義に刑の執行を免かるゝの奇なる現象を見るに至らんや抑も瘡啞者の行爲にして重過失として特に行刑の必要あるものに對しては所謂各本條に於ける之れが規定に明掲せざる可からずして不成立章下二様の意味を並記して顧みざるは轉た判斷に苦むところ換言すれば法政上立法上甚だ妥當ならざるものなり然るに全案法文中瘡啞者を罰するの本條あることを認めず之れを約言すれば斷罪刑事の政策をして獨り裁判官の感情に左右せしむるものたるのみならず神聖なる法をして全く死物たらしめ之れが適用をして唯に當該裁判官の感情に委するものと云はざる可からず斯る奇態の規定は國家威信の上よりするも須らく之れを撤退せざる可かず絶叫する所以にして即ち矛盾の見を去り瘡啞者の行爲は宜しく絶對的無責任とせんことを切望して止まざるところなり

以上は即ち意志の原因律の錯誤より生したる行爲は主たる刑罰上無責任なりとの法政の原則に鑑みて聊か小見を述ふるものなり請ふ當路者諸彦幸に不遜を恕せられんことを

刑法改正案に就て

在新潟 杉 本 良 雄

今回發表されたる改正案を觀るに兎に角進歩的の改正なり刑事制度の發展と認むべき條項尠からず然れ共仔細に之を講究すれば加刑の一方に傾注して司獄制度を利用する事の少なきを遺憾とする者也由來司獄事務の發達を知らざるもの動もすれば舊獄時代の感念を脱せず改善感化の分域たるを知らざるもの多きが故に社會の秩序を維持する上に於て司獄制に信頼するの適切なるを知らざるを事實として表明したるは則ち此改正案なりと信す

改正案の内容に就て吾人が希望する點又多しと雖ども就中默過し能はざる者二三を擧ぐれば假出獄に刑期三分の一又は十年を経過したる後云々との期間を存置するか如き執行猶豫の如き死刑條項の多きに失するが如き責任能力に慎重を虧くか如きはなり

抑も假出獄に一定経過の期間を附するは司獄事務の妙用を阻害するものにして徒に舊慣朴守の感なき能はず之に反し執行猶豫を規定したるは放任に失するの嫌ひなきか執行猶豫の要旨たる情狀に依り拘禁するの要なく一片の宣告文を傾聽せしめば能く社會の秩序を紊さざるまで肝銘すべしとの理想より出でたるものなるべしと雖ども犯罪者たるものは其實一定の保護法なくんば簡容に狎れ罪を再ひするの虞や大なるものなり會々執行猶豫は或邦土に行はれある實例なりと雖も吾帝國は是等の軌に倣ふ能はざる風俗民情なるか故に寧ろ司獄事務の運用を擴め社會の秩序を害せずと確認する以上は期間の経過を要せず何時にても假出獄の條項を活動せしむるを得ば不確實なる執行猶豫に優る者あらんと信ず死刑に就ては廢止を希望す併しながら未だ存置の必要ありとせば更に條項を減少するを時機に協ふものと認めらるる假りに一例を擧ぐれば放火犯の如き経験の示す處に據れば怨恨滅却の餘憤を醫せんとす

る狂態に非されは心神異狀の者其數十中八九を占む是等をも敢て極刑を擬せざれば社會の秩序を維持し難しと斷定するか吾人が吾國刑事制度の進歩未だしと云ふも蓋し之か爲なり

責任能力の完否に就て有責年齡を十四歳と規定せり此年齡に在て將して心神機能の熟否を定め得へきのは最大貴要の標準にして刑法全篇の目的條件なればなり然れども設定論者は或は言はん世界列國此設定あり他の法律又設定せらる尙又設定なき時は五七歳の兒童と雖ども檢擧せざるへからず其繁と手數とは責任年齡の設定なきに基因すと是誠に「ジャスチス」神像を崇拜して世運を知らざるもの論難のみ吾國刑事制度は列國の驥尾に附するの要なからん又他の法律と同一視すべからざるも可なるをや殊に五七歳の兒童を檢擧するか如きは苟も司直の任に在るもの斯の如き愚を演ずるものあらんや然れども責任能力の完否如何は裁判官の認定し能はざる條件なりと云ふものあらんか將して然らば心神衰弱云々心神耗弱云々の條項を奈何するか是こそ儘に醫學の知識を要すへきものなるに關せず多くの犯罪者に對し一々鑑定を求めず加刑して誤り少なき事實なるにあらざるや況んや一點疑問の餘地なき兒童を檢擧するか如きをや併し又生理機關の發育時は心神の變化動搖し易く加ふるに一步を誤らば善惡兩岐の何れへも容易に進むへき時機に當り漫りに責任年齡を概定して敢て顧念するなきときは心神の發育完からざる可憐の少年をして再び社會に納れられらしむへき弊害は實に想像より大なるものあらん生理學上より講究すれば尙多數に涉れる理論を有すれども吾人は左の數項を掲げて本論を結び他日専門學的に供述すべき機會を俟つものなり

(1)責任年齡の設定なきは實際に於て誤判を免れ反て加刑の要旨に協ふものなり(2)専門醫學の鑑正を要する場合は想像より多からざるへし(3)多少の手續と繁雜を加ふ何かあらん吾人は人格主義を尊重するものなり(4)吾帝國は南北に長き領土なるか故に人の發育年齡に比較的大差あり(5)強て有責年齡の設定を要せば寧ろ現行法を優れりと考ふ

寄 書

◎ 遇囚の要訣

荊 屋 哲 公

古い川柳に「焼糺屋ひとのそ、うで世を渡り」といふのがある、何でもない句の様ではあるが人生の一面を描いたところがある、皿屋敷のお菊ではないが大切な陶器磁器の類を取落したとか打當てたとかといふために、可惜廢物にして仕舞う事がある。茲に焼糺屋なる者があつてこの廢物を復活せしめてくれる、如何に重寶な職業ではないか、犯罪者は破損したる、陶磁器と見ることを得る、字典を案するに「罪者碎也」とあるザイとサイ、語音の相似して居るところから思付いた解釋ではない如何にも意義が能く通じてをる、人格を破損したる彼れ犯罪者は、茲に一の焼糺屋を煩はさざるを得ぬことゝなつたのである、司獄感化の職に在るの吾人は焼糺屋を以て任せざるを得ない。

但し「ひとのそ、うで世を渡り」といはれて見ると、少々癪にさわるどころもあるが、此は川柳式のこと、寛大に解釋しておいてもよい、扮妙もので一旦破損した器物も都合よく糺合はすことが出来れば、前の如く用に立つのみならず、物によつては反つて雅致を添へることになる、茶器などは故らに打擡いて焼糺をなし、金銀の細粉を塗りつけて以て骨董屋の店にでも陳列すると、前には三圓のものが後には五圓八圓の價を見ることがある例である、して見れば犯罪の破損必しも憂るに足らず要は社會の用に立つ様に修繕し得るか否かにあるといふも、また一面の眞理ではあるまいか。然るに破損の情況にも種々あつて、大切れに粗く破損するものもあれば小切れに細かく破れるものもある、彼の人命犯とか放火犯とかの如き譬へば皿が眞二つに破れた様なもので、窃盜とか賭博とかの如きは先づは徹座に破れた様なものである、焼糺屋の手にかけてごちらが修繕し易いか、いふまでもなく微罪にして習慣犯となるべき性質のものには修繕し易くない、謀故殺などいふ大切れに

破損したるものは反つて修繕は易いものである、實に彼の窃盜とか詐欺とか賭博とかの如き徹座に破損するものは尋常焼糺師の得て修復し易きものではない、そこで修繕期限は迫る修繕はまだであるといふにも拘らず、止むを得ず返却する、十分修繕の出来てないものを満期となつたで出獄せしめるといふのであるから、一度も御馳走を盛るの用に立たずして再び焼糺師の手に戻るもまた當然のことである、彼等はかくの如くにして二犯三犯十犯二十犯となるも當然である。

監獄に於て作業の奨励規律の勵行衛生の注意教誨教育の注入啓發、かくの如き事に多大の手数と注意を拂ふ所以は、申迄もなく在監人々格の復舊或は借舊の幸福を圖つての事である、これ等は皆焼糺の業ともいふべき必要なる事件であるが、作業だといふても何でも角でも作業さへやらせればよい、規律だといふても是が非でも勵行さへすればよいといふ風では、とても成功する所以ではない、即ち作業でも規律でも將た衛生教誨教育でも一種の手加減を要することである、この手加減手

心のあるかないでは、同じ業を用ふる上に大變なる相違を生ずることゝなる、所謂手加減手心とは何であるか、司獄官たる者は慈悲心を忘れぬといふこと即ちこれである、この慈悲心ほど有力なる焼糺業はあるまい、といふのは第一此心に住して彼等犯罪人を處遇するときは、毫も敵對心を起さぬのみならず精神的に服従することになる、作業を奨励する上にも慈悲心を忘れなければ、決して怠役などに陥らぬどころではない精神的に悦んでその勞に服する、個人のため國家のため如何ばかりか幸福なる事であらう、規律を勵行するにしても慈悲心のない人は冷酷に流れ、時に或は殘忍に走ることもないとは言はれぬ、かうなると形式的の規律になつて仕舞つて、而かも効果は舉るものでない、衛生教誨等はその性質として素よりかくあらねばならぬところである、殊に横着極まる不良囚を取扱ふ上に於ては是非共この慈悲心を含んでの取扱ひでなくては、心服悔悟どころか命令にも従はぬ様になる、我々は如何にしても彼等をして敵對心を起さしめぬだけの覺悟は必要であ

る、しかあらんとせば慈悲心は忘れてはならぬ、俗諺に『ナサクに敵する及なし』とはこの邊の眞理で、孔子の『仁者無敵』といふも亦これである、耶穌の博愛佛陀の慈悲皆同一の教訓である、わゝ吾人焼燼師の職に在るもの、微塵骨灰の難物に當つても、この妙薬さへある以上は必然成功の見込がある、撓まず捲まずこの薬の手加減手心を考へ合せて取扱つて行くなれば、彼等亦人の子、必ずや悟る時があるであらう、之を遇囚の要訣といふも不可はあるまい。

(完)

◎監獄製作品を更に善用せよ

在浦和 白 條 子

緒 言

最下級の司獄官吏として社會の監獄の一員たる余は元より淺學不識更に斯道の經驗なきを省みて自ら轉た懺悔に堪はずと雖ども、茲に聊か平素の懷抱を披瀝せんとして尙ほ大方の士の垂教を得ば

も日常屢に此の誤解に基く言を直接に耳にする所にして常に慨嘆に堪へざるなり、監獄に對する社會の誤解是れ余の言ふ迄もなく舊牢屋時代の思想深く浸染せるに由るに既に先輩諸家の説ける所にして敢て言を要せざるなり、嗚呼監獄に對する社會の誤解是れ社會の罪に非ずして、社會が現時の行刑の要議を解せず其の設備は如何にせられつゝあるかを知らざるより寧ろ單純に罪囚は監獄内に於て如何に處遇せられ如何なる動作をなしつゝあるかの實狀を知る機會なきが爲に、恣に舊時代の狀態を連想し、自らを欺き世を惑せつゝある者にあらずや、監獄を嫌忌する思想は牽連して受刑者に及び頓て刑餘者に對する冷過擯斥となり迫害となるには非ざるか、社會にして此の如くんば監獄如何に良法を以て罪囚を善導誘掖せんぞ努むるも到底其の目的を貫徹し得べけんや再々又再々犯罪を累するに至れる者の訴ふる所に徴するも明に此の間の消息を知る事を得之に依て觀るも監獄と社會とは殆ど氷炭相容れざるの有様を知る、彼の鐵

の講を招くを畏るゝのみ

抑も治獄の事たるや難中の難事として夙に當局の絶叫する所、余も亦此言を聞くこと久し、治めんとして入に易く進むに難き監獄の事其當局にして尙ほ此の如し、況んや社會の大衆をや、先覺の士既に言へるあり行刑の目的は監獄能く社會に知られ社會亦監獄を知て兩々相俟つにあらざれば焉んぞ能く目的を達して其の成果を得んやと、余が監獄製作品を更に善用せよとは他にあらず、社會をして監獄を知らしむるに最も簡便なる一方として敢て述べんとするにあり、畢竟罪囚に對する社會の同情心を喚起せんとするに外ならず、

監獄製作品は普く社會

公衆に示すの必要あり

監獄製作品を普く社會公衆に示すは監獄に對する社會の誤解を防ぎ罪囚に對する同情心を喚起する一方とならずや、輒近監獄の改良は益々其の歩を進めて著しきに反し社會は依然として舊思想を把持して其の外觀のみを口にし、暴戻惡逆に至るものなしと見做すの地獄を以て自ら苦しむる一洗して懸隔ある兩者を相接近せしめ、社會をして能く監獄の實狀を知らしむる其一方として余は監獄製作品を普く公衆に示さん事を願ふ者なり、治獄に關する法規は如何に周到精緻を極め、新聞紙は日々其の實狀を紹介せんぞ努め、文章家は筆を秃して如何に是を記述するも、上下の社會の階級は殆んど無限なり、到底監獄の真相を盡すこと至難にして其の實狀を知らしむること能はざらん然るに余は信ず、階級の高下を通じ人は種類の何たるを問はず作物に對しては或る一種の趣味を有し必ずや優秀巧妙なる作物に接すれば直ちに其の作家を欽望するの念を起すことを、百聞一見に如かざるが如く、社會の罪囚に對する同情心を喚起せんが爲に余が監獄製作品を公衆に示さんことを述ぶるの理由實に此所に存し、彼等罪囚の憐むべき同胞は、其自由を剝がれて囹圄の中如何なる動作をなし如何なる處遇を受けて陶冶せられつゝあるかを是れに依て社會に知る所あらしめんと欲するにあり。

監獄に對する社會の思想を轉せしむるの一助とならざるか

監獄製作品を社會に示し、且つ廣く其の販路を得ば以て監獄に對する社會の思想を一轉せしむるに至らざるや、彼等罪囚と雖とも等しく同胞にして其の不幸なる數多きが故に有らざる階級に屬するものは含まる、故に彼等各々の有する職業も多方面に亘りそれに依て製作せらるゝものは擧げて監獄製作中に是を見ることを得べく殆んど盡せりといふべし、現今監獄作業の賦課は主として個人主義の方針を取るを以て特種の技能を有するものは益々應用せられ、有せざるものには新に職業を授けしめつゝあるにあらざるや、近來殊に作業に關する諸般の設備整頓の域に進み其の製作品中には見るべきもの決して少なからず、尙ほ益々是れが善用を圖り單に公衆に示すのみに止めず、進んで其の製作品を一所に集めて陳列するも可なり、亦各地方にある監獄自ら社會の需要に應じて是れが販路を求めたらんには稍々其の効果著しからん、堅實にして低廉なる作品は必ずや社會の迎ふ所と

なるべく是等の作品にして普く公衆に示され以て能く供給を受けたる社會の同情を贏ち得ば其同情は即ち刑餘者に對して社會の置く信となり而して之れを庇護するに至るの端緒となるにはあらざるか、之れに同情し庇護せんとするは豈監獄と社會とが相接近し内外の兩者が一致し歩調を同ふして進むにあらざるして何ぞや、此の如くして監獄と社會との懸隔除かれ、行刑の目的能く達せらるゝを得ば普に罪囚の幸福なるのみならず亦社會の福利となるにあらざるや。

監獄相互の利益

監獄製作品を社會に示すは上述の如く其の同情心を喚起して行刑の目的を貫徹するの一助となり單に罪囚の幸福なるのみならず、更に是れを一堂に蒐集する方法を案じ以て司獄の任に當るもの、研究に供せば如何、相互に於て監獄作業上に資する參考となり作品に對する見聞を廣むるの益を大なるや必せり、何となれば我國現時の監獄は總べて五十七ヶ所に設置せられ、各々其の地方の状況に應じて諸般の設備をなしつゝあり、食料被服等

統計

○監獄に於ける肺結核死亡者の増加

進藤 正直

余頃日或る集會の席上に於て某氏の監獄參觀談を聞いた、固より局外者のことであるから格別感心した話もなかつたが、監獄衛生に關する一節に曰く、

就中作業の種類に於て殊に然り、こは主として地的關係に因るもの多く寒地は暖地、山多き地は平地と全く一様ならざるが故に此等異色を有する製作品を各監獄が互に一堂に出品せば、相互に於て能く實地に是れを視察をなすことを得る機會あればなり、今試みに各地方監獄の製作品中に付官司業請負業を通じて特種の重なるものを摘録すれば、甲府の寶石細工及硯工、静岡の抄紙工、名古屋に於ける團扇及提灯工並に陶器工、岡山の稿工及貝細工、佐賀の綿子織莞莖工、前橋の緒織及縹子織、福島の縫箔工等の如き皆地理的關係に基かざるはなきを知るべし、
今や監獄作業は行刑を組成する要素として重要視せられ一方に於ては實益を收め最も治獄家の意を重きに置かるゝ時なるに於てをや、尙ほ進んで是れが善用を圖り益々其の本色をして發揮せしむる必要なさか。

(完)

懲役にでも行く位の奴に、肺病などはそんなにあらうとは思はなかつた、處が實際行つて見ると驚くまいことか、某監獄の如きは約、百の囚人中百人以上の肺結核患者があつて、不十分ながら長屋然たる特別の監房に隔離せられあつた、尤も其中輕症で役に就けるものは八十人許り、又重症のものは四人で、残りの十餘人は休患者とか云つて氣儘に遊ばしてあつた、醫師の話に依ると、昨年中の同監に於ける肺結核

月末現在全國在監人員表

(△減)

鳥取	廣島	神戶	奈良	大阪	秋田	青森	福島	宮城	山形	福井	岐阜
一〇	六〇	六六	五三	五四	一八	二二	四〇	三三	三六	二一	二一
一八	一九	二七	三七	三八	二四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
松江	山口	岡山	和歌山	堀川	京都	山形	盛岡	宮城	金澤	新潟	新潟
江	口	山	山	都	都	都	都	都	都	都	都
二二	三〇	二四	二五	一二	五〇	二二	二五	三九	九	三二	三二
四	四	六	四	一	三	五	六	八	一	一	一
總計	札走	沖繩	鹿兒島	熊本	大分	長崎	松山	德島	德島	德島	德島
死亡者總數	一六	三四	一八	四八	二二	一九	二五	二二	二二	二二	二二
肺結核死亡者	四八三	三	五	二	四	九	一五	八	八	八	八
肺結核死亡者	四一六	十	四	七	二	一	三	三	三	三	三

關東區	東京	市	東	東	東	東	東	東	東	東	東
一、三五七	二、二二五	一、二〇五	六五三	一、二〇五							
五二	一	一	八四	一	一	一	一	一	一	一	一
二二七	一	一	八四	一	一	一	一	一	一	一	一
四二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一、五六六	二、二二六	一、二〇六									
一、三三六	二、二二二	一、二〇二	六八八	一、二〇二							
五五	一	一	八三	一	一	一	一	一	一	一	一
八八	一	一	八三	一	一	一	一	一	一	一	一
四四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一、五五九	二、二二三	一、二四三	一、五〇三	一、二四三							

東北區	富山	金澤	福井	新潟	北陸區	岐阜	勝所	靜岡	名古屋	安濃津	東海區	小菅	長野	甲府	宇都宮	水戸	千葉	前橋	浦和
二九〇	五四一	三三四	八三四	六三三	四二九	八八一	一、六八五	七七八	一、二九八	一、二六六	四五〇	七四八	九二	八六六	一、一八六	一、一八六	一、一八六	一、一八六	一、一八六
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三三	三五	三三	三五	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三三三	六〇七	三三八	八九四	六四八	四七三	九三七	一、八九九	八二五	一、四〇七	四八一	八三五	一、〇一六	九三三	一、三六四	一、二〇八	一、二〇八	一、二〇八	一、二〇八	一、二〇八
三三〇	五二〇	三三三	八七	五九五	四三三	八七四	一、七六六	七九九	一、二六二	四六八	七六〇	九二七	八六七	一、一六六	八三八	八三八	八三八	八三八	八三八
四	一	一	一	三	四	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
四七	三四	三四	六六	二七	三	五八	一八三	三六	七五	三〇	一〇〇	一七	七九	七六	六八	六八	六八	六八	六八
二	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三九九	五九九	三六九	八九六	六五	四九九	九三七	一、九六六	八三五	一、二六二	四九八	八六一	一、〇四七	九五三	一、二四四	一、二〇四	一、二〇四	一、二〇四	一、二〇四	一、二〇四

總計	十勝	網走	樺戸	札幌	國館	北海道	沖繩	三池	鹿兒島	宮崎	熊本	佐賀	大分	福岡	長崎	九州區	高松	松山	高松
八四九	七七五	一、二二六	八四七	四五一	二八四	一、五四〇	六三三	三二六	七四一	五六一	五二四	一、五五五	一、三〇〇	一、五五五	六六五	八五九	六四八		
		九	四				二	二		二	二	二	五	三	二	二			
四	一		八四	五三	一八		八	七	五九	四〇	三三	二二	二九	二七	二	五三	九		
一	一		五	四										一	二	一			
一			二											四					
八五九	七七七	一、二二六	一、〇〇〇	五二二	三〇二	一、五四〇	六五三	三三六	八〇一	六二二	五四九	一、六八〇	一、五〇九	七四七	六六〇	九一四	六六〇		
八四五	七七四	一、二二三	八三七	四三三	三二五	一、五四三	六〇八	三四四	七一九	五三三	五三三	一、五九三	一、三二三	六五八	八六二	六九八			
			三	四			二	二		一〇	二	六	一四	二七	一	一			
五	二		七	六	九		三	三	七	四	三	三	一六〇	六四	七	三			
一			五	三									一	一	二	一			
一			二										四						
八五三	七七六	一、二二三	九九三	五〇二	三四	一、五四三	六四三	三四二	七九一	五八九	五〇〇	一、七〇〇	一、五〇二	七五一	九三六	六五三			

四國區	德島	松島	鳥取	山口	廣島	岡山	神戶	和歌山	奈良	堀川	大阪	京都	西區	秋田	山形	青森	盛岡	福島	宮城
四九六	五七一	二四六	九二	一、五〇八	一、五九	一、六二	五七七	五七〇	二、六一	二、六二	一、〇三三	一、〇三三	六八	七二九	五四〇	四二四	一、〇二八	一、〇六	
	三		二	三	五	二	二	四	九	一	一	一	八	一	一	一	五	二	
八	二六	二二	八六	一七	六二	一八	二六	二二	二九	一六	九二	一〇二	八二	七六	二六	二六	二〇	一〇	一六
				七					〇										四
	三	一	一	六	三	一	二	八	二	二	四	一	二						五
五〇四	六〇三	二五九	一、〇一〇	一、七〇	一、二八	一、九一五	五八九	五九二	二、六三七	五八〇	一、一四一	七三二	八〇三	六二二	四四三	一、一八四	一、二八四		
四七五	五六七	二三七	九二二	一、四六二	一、〇七四	一、六〇九	六五五	五五六	二、五〇二	二二八	九八〇	六〇二	六九四	五三八	三九〇	九七三	一、〇九三		
	四		二	三	六	二	二	五	九	八	一	八	五	一	五	三			
三	四	四	六	一	八	一	三	三	一	一	二	二	九	四	九	二	二	二	二〇
			七						一	一	一	一	二	一	一	四			四
			四	六	二	七			二	二	二	二	二	二	一				三
四八八	六二七	二五二	九九三	一、六七八	一、一七一	一、九一六	六九二	五七九	二、五三五	六一七	一、二二三	七三七	七九八	六三七	四四〇	一、一五六	一、三〇五		

救護事業

○免囚保護獎勵費大削減に於ける吾人の光榮

聯所 安藤北舟

頃日一客あり予が僑寓を訪れ治獄の現在と將來とに對する意見を披瀝しつゝ徐に話頭を轉し這般大藏省が免囚保護獎勵費に向て大削減を斷行したるに及び奮慨一番して云く由來國家が監獄費に四百餘萬圓の巨額を投じながら免囚保護獎勵に充る豫算僅々壹萬五千圓なりとは既に其少額なるを悲しむ然れども斯る費目の設けなかりし往時に比すれば現代司法當者が經營苦心の跡稍々見るべきと共に斯道の改善上儘かに幾分の發展を證すべく窃かに慶悦と感謝とを捧げたりしに今や此の僅少なる壹萬五千圓に尙も五千圓の大削減を殆ど没分曉的に強制せる大藏省の措置實に呆然たり

に道學先生の陳腐的套語に非ずして宇宙古今の狀態が事實的に最も明白に吾人に教ゆる處なり彼の師團の増設は如何海軍の擴張は如何近き戰捷の餘響として斯る増設と擴張とを望むは強ち不必要にも非ず將た無謀の舉とは謂はざるなり然れどもこは外を銜ふに汲々として内を顧みるに緩慢なるには非るか換言せば唯利を之れ與すに孳々として害を除くの注意餘り少なきを怪しむ今時陸海軍の擴張は現下吾帝國生産的實力に徴すれば頗不權衡に失せん假りに新興國の權威として或は然かすべきと一步を譲るも退て國家の柱石となり國家の原氣となり一朝事あれば忠勇以て公に奉する良民に多大の害毒を與へ延て邦家の進運を妨ぐべき罪惡の救治を輕視するの憾なき能はず抑も監獄は之等罪囚を感化治癒すべきは當面の職務なるべきも之と相俟て免囚保護の機關完全ならざれば恰も隻輪隻翼と一般なり

少なく隨て國家の生産益を發達する一理由に非ずや然るに吾國本年の歳出一躍六億一千餘萬圓の大膨脹を爲せるにも拘はらず免囚保護に資する四千萬圓の獎勵費とはそも何事ぞ

念充分にして保護獎勵費の大削減は大に吾人の實價を世界に旌表するの光榮に非ずや

店頭は璨然として物品を配列し多數の番頭小僧を雇使しその装置自己實力以上の費用を投じつゝ而も家庭の花たり基礎たるべき兒女疾病に醫藥を惜しみ餘後の滋養を不足せしむる虚偽的没人道的商賈と焉を撰はん國家の前途轉た寒心すべきなりと媿々數百言蓋しその所論天真の流露たる嘉みすべき價值なきに非るも予は不幸にして遽かに此の眞摯なる悲觀論者に賛同する能はざるなり如何となれば保護獎勵費を削減せる大藏當局は事業その者を雲烟輕視したるには非ずして吾人司獄官の腕力と真相とを確認したるに職由せしならん動もすれば世人司獄官の品性と能力とを疑ひ兎角牢番視するの傾きを免れざりしに覺醒一番今や吾人司獄官は判官か宣告せる刑期間にて優に犯人を改惡歸善せしめ得る實力ありとの筆法なるや疑ひなし果して然らば大藏省は吾人を信賴尊重するの

指を屈すれば四十に垂んとする全國に涉れる保護會の如き或は初犯偶發犯者に限り或は改悛の徵著しき者を選び或は多額の工錢を有する者を歓迎し未だ改悛の狀充分ならず動もすれば失墜の虞あり直に社會に放還するは頗る危険にして吾人が實際に保護の必要を認むる者に至りては恰も路傍の人視せられ數字上その成績を擧るに醒観して既に保護の眞精神を忘れたるには非るやの譏を却て門外

漢に挾ましむるなきか内未だ不定期實行の運到
らす外又免因保護の完全を見ず茲に於てか吾人は
益々自己責任の重さを感す所謂刀を操て割かされ
は利の期を失すとこれこれの謂か
嗚呼予か所信誤謬誇張なるか一客の悲觀穩健正當
なるか敢て以て同人に質す

○京都感化院の近況

京都 監 獄 子

當地感化院保護院は創設以來歲月を経る殆んど二
十年之を歴史に觀ては既に斯業先輩に位すを其實
質に於て遺憾なから未だ幼少時代たるを免れず是
れ創業後種々の事情に妨げられ發育意に任せざる
ものありしと雖も要するに有力者富有家の同情を
寄する時機到來せざりし者なるへきか去明治三十
四年十二月始めて財團法に改め登記認許を経て理
事長及理事の責任を定め良々其基礎を固めたるも
基金僅かに三千圓に足らず之に府費即ち地方税よ
り年々五百圓乃至八百圓の補助ある外豫定財源な
く區々の寄附を待つて維持するのみ故に容易に事

業の發展を爲すこと能はず加之三十七年の初頭日
露戰端を開くに至り寄附は全然絶望に屬したるの
みならず府會は補助を否決し一時は殆んど策の施
すへき様なき悲運に陥りしより爾來總理理事長及
理事等は協議を凝らし基金を蠶食しつゝ辛くも現
狀を維持し漸く昨三十九年に至り善後の端緒を啓
き西本願寺より年額二百五十圓つゝ補助を得るに
至り次て去る九月留岡幸助赤松連城兩氏に依頼し
市會議事堂に於て慈善音樂を兼ね感化及出獄人保
護事業に關する演說會を催ふし知事市長及感化院
理事評議員は發起人となり開催せしに豫期の効果
を示し來聴者一千三百餘人寄附金五百圓餘にて諸
雜費を差引き三百圓の純收入を得たると共に廣く
斯業の必要を感知せしめたるは喜はしき限なり其
後理事長内貴甚三郎氏より金一千圓の寄附あり又
舊職評議員會を開き事業發展方法を商議したる末
當市有力の實業家高木文平氏外二名を理事又は相
談役に推舉して各承諾を得尙高木氏を推して院長
とすることに總理より依頼したるに同氏は快諾し
たるのみならず率先して金一萬圓を寄附し且つ進

んで基金其他設備費を募らんごまで決心せられた
り事情斯の如く押移りたれば同氏は同附改築其他
完成準備の用務を帯び近々上京の見込みなりこの
事、如上の狀況なるを以て當市感化保護院は近き
將來に於て歴史的先輩たるの實質を具ふへき好機
運に入るべく且つ希望する所なり

○静岡縣出獄人保護會社總會

本縣出獄人保護會社總會市在安東村なる社内に開
會し社長井上彦左衛門氏より昨三十九年度の事業
報告、島村幹事より會計報告あり四十年年度收支豫
算(二千二百四十四圓六十五錢九厘)及び負債(四
百五十圓)償却の爲め寄付金募集部へ公債賣却の
二案は何れも原案通り可決次で専任事務員延原正
孝氏は保護狀態及び成績に付て委曲報道する處あ
り後被保護者一同を列席者に紹介し且つ教育勸語
の合誦を爲さしめ終つて東園第二部長は起つて被
保護者一同に向ひ

尙工場など視察せり、同社現在收容者は十一人に
して昨年中の成績は特別に良好なりしもの、如く
同社創立以來の結果は入社人員男二百五十三人、
女六人、▲退社人員自活の途に就き退社せしもの
男九十九人、女九人、改心の見込みなきもの男三十四
人、逃走し行衛不明のもの男百五人、女一人▲保護
中病死せしもの男四人なり當日の出席者は東園第
二部長、藤田厲、印南典獄、井上、永井、橋本各理事、
金原明善氏外約廿名なりしが席上金原明善氏の談
話なるもの同地新聞紙上にあり左に掲ぐ

▲金原翁の半面

昨年八月着任以來參觀の機会を得ざるを遺憾とせり而して今日
本社の沿革及發育狀態を親しく見るに及びて非常に感動せり余
は他府縣に於ける此種の事業を見る事少からざりしも本縣の當

處榮富貴に忙しきものは羅海冷酷なるを免れず慈悲惻隱に偏す
るもの首肯熱熱に走り易し、此間功成り 行ひ難に、貯へて

奇ならず、愛して溢れ八十餘歳の高齡にして活動せも衰へず蓋し金原翁の如きは達人にして達觀せるものか、本縣出獄人保護會社の總會後大東館に於ける晚餐會席上談話に趣入ぬのことゝて聲も低く語句も不明瞭なる處ありしと言々皆肺腑より出て眞摯の情眉宇の間に見られ、人をしめて三歡せしめたり今其記述の一二を辿りて翁が活躍せる傍の一端をうづさん哉(一記者)

▲免囚事業の動機 明治の初年天龍川事件以來懲意を重ねて居つた某名氏が政府反抗の故を以て捕はれて静岡監獄へ御預けとなつて居つた事がありました、私はそれへ差入をして居りましたが久しき後出獄致したから兎に角といふので下魚町の乗光寺へ引取つて種々重なる話も盡た頃其名士の言ふには私はたゞ御預の身ですら監獄といふものはあの位辛いものかどよく／＼思つたがこれがホントに收獄されて居る身になつたら果してドンナものだらう何か安慰を與へてやる方法はあるまいかと言はれましたそこでアレコレ種々相談の末其頃同寺の住職は伊豆八島へ巡錫に出掛けやうと言つて居つた矢先でありましたから「住職よ人を導くには伊豆クンダリ行かなくても目の前にあるサア明日から獄内の説教を爲さい人助けだ」と共に

勸誘した處が住職も突然のことではあり如何にも難事業であるから出来ませうかと言ふ「イヤ出来ぬと言へば袈裟衣を剃て仕舞はうか」と言ふやうなわけで時の典獄川村矯一郎氏の賛成をも得て早速其翌日から獄内説教を始めさせ一方には事業擴張の爲め各地に勸善會といふものをこしらえて金を集めたところが牢から出たものゝやり場がないので是は町村で二名以上の引請人を立て、引取らせ其監督保護をさせたが捗々しい成績もあがらなかつた、なかにも一人憐れなのは相良のもので十餘年間入牢して居つたが在獄中懇々の説諭教導でいよ／＼改悛の實が擧つたからは是ならば歸郷さしてもよからうと言つて放免した、同人は非常に喜んで歸つた處が既に十年餘も経過した事でありましたから妻は他に嫁して子まで成し、其生家でも寄せ付けずたゞ一夜の宿でよいからとて村役場へ行き交番へ行つて頼んだが、それは筋が違ふからとて宿でくれぬ、そこで其男は天を仰で浩歎して「あゝ此の廣い世界にヲレは立つ瀬がないのであるか」と一片の書置を残して其夜の中に池へ投じ

て死にました哩(此時翁は熱涙下る事雨の如く一座共に泣く)コ、だ、是は出獄者を收容する場處がなくてはならぬ、夫には一層金を集める必要があると云ので會社組織にして金の募集に着手し其後幾多の變遷を経て今日に至つたわけであります、▲財産保護事業 追々老年にもなつたから昨年一切の事業と手を切つた故、此事業をも止めることにした其時種々存廢の議論もあつたが、金原が居れば事業も出来た、金原が居なくなつたら潰たでは静岡縣にいかにも人物が無い様で情ない云ので新たに井上、永井、橋本などいふ若い方がたに願つて金の方は私が引受る、最も知事さんからだんだん勸化帳についてもらはうといふ説があつたが、そんな事は恐入る、人といふは金を出せば味方になるが出さぬと敵になる者で縣下から始めるは餘程考へものだ根據は餘程しつかりやらねばならぬマア、金原に任せるとよかろうとなつた、私は濫澤や三井や岩崎に説きますと「なせ御前は免囚保護にそんなに身を入れるか」と言はれますから「イヤ私は免囚の保護の爲ではない、あなた方の財産保護の爲めである」コ一言ふと成程といつて出してく

れます銀行に居つても客をつかまえては此帳面をさしつけます、頃日も司法大臣以下に賛成を得ました、此會社の役員を抜けたから一層募集が致し易い横濱、名古屋、大坂其他關東關西とあらゆる方面をやつて居ます到る處で揮毫を所望されますから宜るしい書きませうと免囚へ一圓御出しなさい金を御出しになればイクラでも書きませうとヤリますコンナ鹽梅で存外な潤筆料を得て居ります

▲事業成功の道 名古屋に義侠な博徒の親分がありまして是迄に乞食、非人其他の厄介物を助けた事が一萬何千人に達したそうだが其内、家を成したものは僅に四五人しか無といふ此男が「是は下いふ者でありませう」と言から「お前は斷があつて謀がない情があつて經綸がない、夫でそんな失敗に終るのだ」と言た事で此事業でもそうで、延原氏から度々寄付金をして呉と言て來たが應せなかつた、そこで同氏は「夫程私が不信用なら解職するごまで言て來た、而し不信用でもなんでもない延原氏は善人だから情にまける此事業は情のみではいかぬ總べて天地の理法は經濟の外に出でぬ、

づものであります、物皆道あり法あり順序ありて
 タンベイ急では何事もユキませぬ(完)
 ◎免囚保護の實蹟 免囚保護の難事業なることは
 言ふまでもなき事なるが本縣出獄人保護會社昨年
 中の實蹟を舉れば甚だ感すべきものあり今其一、
 二の例を聞くに(一)甲なるもの一日城内御濠端に
 於て銀時計を拾得し直ちに警察署へ届け出でたり
 收得品を届出るのは社會一般としては何の奇もなき
 事なるも此種の犯罪者としては非常の誘惑にして
 人の見ざる處に於て能く己業抑制の徳をたて得し
 は大なる成功なりと言はざる可からず、後にて聞
 けば其物品は同會社役員尾崎氏の親戚某氏のもの
 と知れ一圓の謝儀を贈られたりと(二)乙なる青年
 市在柳新田の耕地に働き居りたり其動作勤勉實直
 なる爲め數ヶ所より婚媾の申込ありたる程なるも
 是は徵兵適齡の爲め謝絶し目下花莖業に従事し居
 れり(三)丙なる男に對し舊臘、歳末諸拂の爲めと
 て「小口當座預金殘額此者へ御渡し被下度」との書
 面を添へて三十五銀行に遣し五圓九十餘錢の引出
 しを爲さしめしに、程經て歸り來り封のまゝ差し

置き去れり、同日四時過開封せしに豈計らんや封
 中に紙幣、銀銅貨取混せ二百六十餘圓を發見せん
 とは係員は嘆驚狼狽直ちに銀行に其理由を問はんと
 せしも時既に遅かりき若し彼男にして盜心あら
 んには決して歸り來らざるべく又如何に信用し居
 ればとてかゝる大金を取扱はしめざる筈なりしな
 り、翌日時間遅しと銀行に駆けつけ其理由を訊せ
 しに銀行にては當座預けを指して小口と稱し居る
 にて書面の意志は別口勘定の殘高なりしこと判然
 し危くも非常の大事に至るべかりしも更に考ふれ
 ば此金の爲めに同胞兄弟一人が眞人間になりし事
 を試験し得たりとて一同感喜に堪えざりしとぞ目
 下收容せる十一人中には此種の良成績の者果して
 半數ありや乃至は其の以上ありや知り難きも兎に
 角喜ばしき現象といふべく、被保護者には傘製造、
 炭團、花莖、洋服などの事業に従事せしめ日々精
 勤し二三年にして獨立自活し得べく、毎朝起床後
 教育勅語の捧讀を爲して其一句々々朗讀の間に玩
 味し服膺實行に注意せしむれば其朗讀法は極めて
 慎重に極めて崇嚴にして人一度び此可憐なる人

々の坐に連り其聲を聽き其態度を見れば感泣せざる
 ものはあらざるべし、入社時は「今日より兄弟な
 り家族なり」と申渡し金原翁を始め訪問者は皆食
 卓食器及び起臥を共にし被服藥品等は無代給與し
 賄費は實費にて獨立の上其出來得る程度に於て補
 給せしむ、勞働の片手間又は修養時間に於て發句
 の稽古を爲すに近者出吟の一二を記せば左の如し

余 ふるかさを捨てし梅みや雨の空
 炭團 扇くもし心に赤き炭團かな
 同 扇くもし心に赤き炭團かな
 霜の夜や身にしみ/と親の思
 霜の夜や身にしみ/と親の思
 正月 元日や餅はなくとも親二人

録

○露國極東監獄の實況

左の一篇は知人の報道に係るものなりとて杉野典獄より寄せら
 れたるものなり

▲監獄の構造 練瓦二階造にして半分は一室を一
 坪半位に分割し嚴重なる石造の扉ありて出入毎に
 開閉し得る様に爲し居れり錠は極めて堅固なる鐵

製の物備付けられ一室毎に長さ四尺巾二尺の二重
 硝子窓あり(二重硝子ハ治獄上より二重とせしに
 わらざるべく風土氣候上の必要より二重とせしめ
 のとは小子の觀察なり)又各室毎にストヴと鐵
 寢臺を設備せらる一室に三人若しくは四人を收容す
 (寢臺は二臺あり故に四人居るときは一臺に二人
 宛寢する割合なり)平常は其室内に起臥し食後約
 一時間公然廊下の散歩時間あり其時は錠を開放し
 て散歩を許す但し時間外と雖も囚人は自由に散歩
 若しくは會合を爲し居れり他の半分は大なる建物の
 まゝにて區劃を爲さず五個の大室に分る一室に五
 六十人を收容しあり其内一室は兵の休憩室に充て
 一室は支那朝鮮の囚徒雜居せり婦人監房は男子と
 別にして取締りも別に露國婦人ありて之を監視し
 支那人は支那巡査之れか監視を爲せり

▲囚人の取締法 囚人十名に對し兵士三名看守一
 名の割合にて監視し居れり然れども其取締たる
 全く名のみにして樓上樓下三三五五點在するの外
 皆室内に在て晝寝若しくは横臥し居れり囚人の權力
 強きは實に言語道斷にして看守及兵卒をも驅使し

居る状態なり看守等も亦唯々諾々として其驕使に甘んじ居るものゝ如し全く冠履轉倒の感なくんばわらず看守の囚人に對し煙草其他の物品を絞るは珍からず甚しきは囚人の飯まで食ふものあり取締嚴格なる能はざるは自然の數なりとす重罪人には手若くは脚に鐵鎖を施しあり是れ亦一種の取締法として見るべきか大便に行く際は必ず一人の兵士添ひ居れり其他取締法として見べきもの更に無し

▲囚人の状態 取締の嚴格ならざる爲賭博、窃盜結黨、破獄等の諸罪悪行はるゝに至る彼等が一室に集りて賭博をなすは珍らしき事にわらず甲の物品を乙が盗みて之を丙に賣りたるを丁が盗みて戊に轉賣するが如きは常にあり勝ちのことなり看守等が賭博を発見するも告發せんとするよりは却て其輸贏を決するを喜び見るものゝ如し但し巡視の士官之を發見すればハヶ間敷言ふ趣きなり又不取締の結果互に黨を結びて官吏に抗し若くは破獄を企つる等の隠謀は行はるゝに至る現に二月九日夜三十六名の囚徒破獄を企て逃走したるが如き其適例なりとす而も又露の囚人が平氣なるには驚かざ

犯業者を捜索したるも發見せざりしより遂に彼等二人を放火者として告訴せり不日軍法會議に附せらるゝ由判決の結果は未だ不明なるも多分絞罪に處せらるゝならんと自分にて諦め居れり如何に露國官憲が自己の責任を逃れんが爲め無辜の細民を苦むるかの状態推して知るに足るべしと

▲支那囚人 支那囚人は卅五名あり皆馬賊と日探とのみなり皆何等の證據ありて拘留せられたるに非らず而も一年以上を経過するの今日未だ一回の審問だに受けざるもの多しといふ特に露國官憲は支那及び朝鮮人に對しては之を人類以下視せり露國人が兩國人を殺すも其加害者の刑は僅かに一年若くは一年半の禁錮に止まるを見て知るべし兩國人には露國囚徒の室内及びランブ廊下等の拭き掃除をなさしめ宛然露國囚人のボーイ同様の地位に立てり

▲朝鮮囚人 朝鮮人も亦皆同様の嫌疑者にして其數十名あり内二名は散髪洋装の田舎紳士なり其一名は戰爭當時青泥窪に於て日本人と同類なりこの理由の下に拘禁せられ既に二ヶ年を経過するも未

るを得ず彼等は向ふ肺にて旅屋に就て居る様なる考を爲し居るとしか受取れず斯くては到底刑の目的は達せらるべくもあらざるなり

▲露國囚人 同囚人は約三百名あり十分の二は戰時に於ける命令反抗(戰爭忌避) 徵兵忌避及官金費消三分は戰爭中官金を保管し賊に盜まれたるもの及び内亂蜂起以後は兵士一般に酒類を販賣する事を嚴禁したるに拘らず犯禁して私かに販賣したるもの二分は強盜にして二分は改革黨員なり哈爾濱停車場を燒き拂ひたる嫌疑を受けて陸軍大佐なる同停車場司令官より告發せられたる者二名あり一名をイフヌチモフエウイツチ、レセヌコウ他をセリヘイワノウエツチ、ベテレンコといふ同人等の談話に依れば或夜例の如く同停車場の取締を爲し十時就寝午前一時頃に至りて四邊の明見々たるに驚き覺れば同停車場は半ば火煙に包まれ居れり依てレセヌコウハ直に之れを司令部に報告しベテレンコは自己の衣類を持って自宅に飛び歸へれりといふ其處置や當を失すると雖も放火者に非らざること明かなるに拘らず同司令部長官は其

だ何等の判決なしと云ふ支那囚人は露國人に馬鹿にせらるれども朝鮮人を馬鹿にし使所の掃除など極めて汚穢なる仕事は皆朝鮮人に一任し居れり

▲官憲の對囚人態度 囚人に對しては何等の壓制をも加へず極めて寛大なる處置に出づる者の如し時に虚言を弄して囚人を宥め却て囚人の疑心を買はんとするものゝ如し左れど未決囚の長年月に亘るには驚かざるを得ず些少の嫌疑を以て無辜の細民を兩三年間拘禁し遂に無罪解放するもの比々皆然り是れを以て囚人の不平甚しく官吏の專横を憤り遂に黨を結び亂暴を働き破獄を企て革命禍の根本を醸成するに至るは自然の理といふべし云々

○在監人及坐右の銘

大分監獄の上田典獄は在監者の心田開發出監者の保護につき種々の方法を案出せることは屢報せしことなるが頃者亦在監者に對しては「五十音訓」なるものを編綴し誦讀せしめ又出獄者より年賀狀を贈りたる返書に私製端書を用ひ其紙面に「新年の箴」と題し坐右の銘となるべきものを摘録して

釋放し他の百餘名は減刑せられたるまゝ刑期の満了するまで留め置かるゝこととなりたるがいつれも皇恩の渥きに感泣したりと云ふ

監獄協會記事

一月十七日例に依り茶話會を開きたり當日は折柄出京中の新築地典獄の來會ありて興趣少からず講演者は眞木喬君河野純孝君兒島三郎君江澤精造君杉野喜祐君小河滋次郎君神尾虎之助君にして今其要領を摘録せんに眞木氏は四十年度豫算は看守女監取締増俸の爲め二十六萬餘圓の増加、免囚保護事業費一萬圓の新設並に秋田監獄改築の件ありと述へ各監獄經費は不權衡なきを期するも實際監獄の振合を見るに統一を欠くものなるに依り差異あり在監人の食糧は甲乙監獄を異にするに依り差異あり各監獄に豫算を配賦するにも作業別に基き食糧の計算を作らんと欲するも作業は興廢を免れず作業の種類労働の強弱一定せず常に其人員を増減するを以つて何れの時期を以て配當の標準とすへきや頗る困難を感ず葉代の如きも土地の狀況に由るべく各監獄地より蔬菜を收穫するに否とに依り

菜代並に菜の分量を斟酌し得ると否とあり米麥の量多きのみを以て健康を期し難きを以て副食物の營養量を増給せんことを望み其費額を増さんと努めつゝあるも物價は騰貴の關係耕地地の有無廣狹の關係ありて統一の困難あるのみならず耕作したる蔬菜の價格を見積るに高低ありて其廉なるものは不廉なるものに比し同一の費額にて分量を多く給するを得るの事實を生ず寧ろ故らに低廉に見積る向あり配當額内に於て賄ふは差支なきか如も斯の如きは穩當なる計と謂ふべからず配當額を衡平にせんぞ苦心したる計畫は實務家が給與の場合に於て減失するの結果を招くべし、米麥の炊き方に就ても各地區々にて平均給與量を在監人員に割當て炊上げ分配するものあり作業別に定めたる分量を炊き疾病懲罰其他の事故にて就業者を減しあるも尙就業人員に依りて炊き上げるものあり又米麥の乾燥方に適度のもの過度のものありて乾燥減りの量異りて原量一石の者も乾燥後量るときは九斗若しくは八斗五升と云ふ如く差異あり強く乾燥したるものは減り歩合多きが爲なれば結局乾燥の度合如何によりて乾燥前の一斗は乾燥後九升又は八升五合と差異を生じ實給分量を異にするに至りて米麥の需用を多からしむべし此點に就ては實務當局者の

一層攻究を請はんとする所なり、工鏡に就ても三十七八年度より増收の實況を見たるも軍需品を盛に製作したる監獄は今日に於ては減收せる事實あり之れ已むを得ざるに出づべしと雖も三十七八年度戦役の爲め軍需品其他の物品を製作し大に監獄作業の信用を得たる時機を利用し充分の改良増進を圖らんことを望むものなり云々、河野純孝氏は刑法改正案に監視制度の規定なきは監視より生ずる害多きを認めればなるべきも監視自體は有害にあらざる或場合に非常に利益あり執行方法宜きを得ずんば勿論害あるも之を保護の意味に善用すれば頗る有益なり道徳の力のみを以て御し難く必ず警察の威力に頼らざるべからざる場合多し此場合に於て監視に類したる方法なくんばあらず幸に衆議院にて監視の利益を認むるあれば可、否らざれば行政上の任務として監視に類したる制度を設けられんことを望むと述べ、兒島氏は現行刑法幼者責任年齢十二歳を改正案にては十四歳としたるも多きは微罪者にして戸籍上の年齢を調べず即決言渡を爲すが故に年齢を詐る者少からず其詐れる年齢に從つて言渡を爲すが故に實際には二十歳未滿の者の犯罪は減等せらるゝに改正案にて之を奪ひたるは酷なり少くも二段に分ち十七八歳までの範圍

に於て減免を行ふべき規定を設けられんことを望む云々、江澤氏は秋田地方の氣候等に就き、田は七度乃至十度を昇降せり山形は雪は直下るが秋田は風の爲めに飛んで來る、刑の執行の上には暖度を異にするに從ひ懸隔あり秋田は寒氣強くして非常に苦痛を感ず工場檢診所等に煖爐の設備あるも五度位上騰するのみ在監者に寝るに右を下にせば半身冷なるを以て左にし、左にすれば右冷ゆる乃ち身體を右とし左とし或は仰向となる寒中安眠すること能はず看守の夜警に就ても道を付けつゝ之に當る、關節は重く屈伸せざることもあり看守の外着用期間は七八九の三ヶ月を除きては着用せざる時なし故に汚損甚し寒國は長期間着するのみならず寒氣強きが爲めに地質を撰擇せざるべからざるべからず看守被服に於ても亦然り綿量、如き多からざるべからず看守被服に於ても設備程度を改められんことを望む巡閱若くは地方出張の際殊に極寒の季節に於て實況を視察せられたしと云ひ、杉野氏は近着新聞にして婦女を誘拐したる數千八百人密航婦女誘拐強姦殺人罪として入監したりこのことなるが長崎地方に於ける海外密航婦女表面上誘拐又は移民保護法違反なるも概ね合意なり該地方の風俗習慣は婦女は合意父兄は勸誘なり

口ノ津に石炭を積込む石炭船の船内に箱又は桶に
 潜ませ其上に石炭を掛け覆ひ發見に困難ならしむ
 嚴密搜索の爲め昨年一月より六月までに發見した
 る數九十八あり犯者は種々苦慮し近來天草若くは
 高原半島より小舟に載せ洋上に浮べ石炭船の來る
 を待ち此に授受せり故に搜索は一層困難なり此誘
 拐或は周旋業者は長崎又は口ノ津門河邊に多し警
 察署に於ても出船の際注意するも自己の管内より
 出稼せる女子狀態如何等は之れを不問に付す従つ
 て之れが減少の方法を講ずること殆ど無しと謂ふ
 も可なり、小河氏は改正刑法案の罰金刑は近來の
 學理又は實際に適合せる缺點あり利慾の感念に
 基きたる犯罪に對し罰金刑を科すること始となし
 僅かに賍物牙保かの個條に罰金の追加あるのみ杉
 野氏の述べたる誘拐罪の如き誘拐婦女千八百人誘
 拐に依て得たる金額は二十五萬圓と云ふが如き不
 正の利得を得たる者等に對しては罰金刑を自由刑
 の追加として科する必要ありと認む賍物牙保に對
 し其必要を認むる以上此の場合に最も必要あり、
 而して誘拐罪は實際には誘拐の事實少く合意的な
 り故に誘拐罪を防遏せんせば婦女の同意若くは
 父母の同意を條件とせず年齢を標準とするが年齢
 を標準とせざるも醜業の目的に使ふと云ふ一事を
 以て誘拐罪成立の條件とせざるべからず杉野君の

事實談は多くのに知らしめんことを望む、又曩頃
 衆議院の豫算委員會に於て或委員より監獄に於け
 る逃走の事に就て攻撃的質問ありて質問の標的は
 北海道に於ける逃走事件にして巡査看守を傷け尙
 且つ社會に害惡を爲したる事實に就て質問を受け
 當局者は將來充分の注意を加へ再び失態なきを期
 すると辯解したる如きは實に不面目と云はざるべ
 からず各監獄實務家は其に警戒を加ふる所なかる
 べからず尙一の意見として二人以上共謀或は官吏
 に抗抵して逃走したる如きは格別とし單純なる逃
 走は罰せざることを可なりと信ず然れども
 逃走事實多く又近年に於ける逃走の實例を引用し
 此罪を削るは社會の爲めに不安心なりと論じたる
 委員もあり而かも現行法より科罰を重くしたり若
 し幸に此逃走事故なきを得ば之を理由として削除
 することを得しならんか云々、神尾氏は監房の構造
 不完全の爲め昨年夏在監者の困難せし實際談を述
 へて練瓦監房でも夜半十一時十二時となれば練瓦
 は冷却して凌ぎ易からんと想像したるも九十度を
 降るとなし滿身汗を浴びて終夜眠むるを得ず翌日
 は疲勞し食慾を減ず故に各自に一本つゝの澁團扇
 を貸したるも尙酷だ暑し依つて止むなく看守の夜
 勤を増し或房を限り扉を開き換氣を圖り又他にも
 例ある彼の監房窓へ粗布を張て蚊帳に代る設備を

爲したるも在監人は「蚊に螫れても苦くないから
 之を除て呉れ」と云ふ止むなく之も其願を容れた
 り斯る實驗は他にもあるべく昨年十一月長崎の新
 築監房を視たるに其困難は無しとの事之は想像に
 反したるを以て尙研究するに長崎の監房は吾か奈
 大なる空氣抜あり、其點に依りて暑を減ずると信
 す其沿道監獄に立寄り典獄に糺したるに田中典獄
 は大阪でも露國の浮屠を拘禁したる時監房内の暑
 く堪へ難き苦情ありたるを以て扉の下に窓を造り
 換氣を圖りたるより満足したりと云ひ五十嵐典獄
 は新潟に在任中分房の暑を防ぐ爲め扉の下を格子
 体に變造したりと云ふ練瓦造にては今更斯る改築
 は爲し能はざるも將來監獄の改築するあらはに大
 考究を要すべしと營繕課長にも參考として述べ置
 きたり事情斯の如きを以て寒季に亘り衛生上何如
 なる關係を及すかを憂ひ菜代を一時二錢乃至二錢
 五厘とし副食物其他の營養に注意したり菜代の超
 過は昨今回收したるも失敗の事情斯の如し、又生
 石灰は濕氣の浸入を防ぐ爲め雨に潤はぬ練瓦の内
 へ置きたるに石灰をギョシリ積み長く保存したる
 より自然濕氣を受け爲めに幾分かづ、膨脹して其
 力で練瓦の左右を壓し一枚半積の練瓦を押破られ
 て失敗したり等有益なる談話を以て終れり

當日の來會者左如し

古谷 精次	飯津 金太郎	玉生 寛一	坂井 憲重
不動 藤太郎	田中正二郎	高橋 修三郎	石山 憲重
肥後 政憲	今井 昌二	小林 鐵三郎	末光 榮平
沼波 盛至	津之地 九郎	武田 憲宏	青島 了次
其田 利作	須藤 伊平	佐藤 彌一郎	萩原 三郎
梅津 忠一郎	村上 彌一郎	樺橋 龜次郎	太田 豐作
濱田 將三郎	黒田 吉五郎	瀧澤 圓次	山瀬 確夫
延島 市郎治	關口 吉五郎	柳澤 彌右衛門	富谷 素心
美濃 部龍吉	千葉 榮三郎	吉田 太七	富崎 龜次郎
白井 勇松	鈴木 伊三郎	向島 鏡之助	關 寅次郎
岡部 安憲	鈴木 伊藏	藤谷 恒太郎	山田 好之助
正能 厚作	園 權一	安松 虎雄	島田 榮造
鎌田 眞平	河村 鑄太郎	福村 大三郎	土屋 直文
鈴木 元一	藤 居 三郎	猪股 志佐治	鈴木 觀五郎
高橋 龜之助	藤 居 三郎	近藤 直定	土屋 直文
高橋 秀吉	能美 金五郎	鎌田 鹿堂	牧 惟吉
尾形 義一	河野 純幸	田中 一雄	植田 隆太郎
佐野 倫	渡邊 義介	長川 典次郎	中谷 一夫
梅城 冬榮	鈴木 金太郎	蘭平 田次郎	河崎 政之
結城 善貞	中島 彌五郎	木村 政恭	猪瀬 乙二郎
高橋 良吉	藤澤 權一	武野 金治	神野 忠武
刈谷 熊三	香澤 又造	杉野 喜祐	神野 忠武
神尾 虎二郎	江澤 精造	杉野 喜祐	神野 忠武
神野 虎二郎	千頭 正澄	杉野 喜祐	神野 忠武
藤澤 正啓	千頭 正澄	杉野 喜祐	神野 忠武
清水 精四郎	千頭 正澄	杉野 喜祐	神野 忠武

◎正 誤

前號誌上一死刑の廢止を望む」と題せる秋田監獄神谷龍海氏の一文を登載せしが右は同氏の意見にあらざる旨を以て本人より氏名削除の申込あり仍て取消し併せて編者の粗漏を謝す



明治四十年三月十七日印刷
明治四十年三月二十日發行

發行兼 磯村政富
編輯人 磯村兌貞
印刷所 磯村兌貞
東京市麹町區飯田町五丁目參拾番地
發行所 監 獄 協 會
東京市神田區鎌倉町七番地
印刷所 東京書院活版部

丁未課筆

實價郵稅共

本書の一部分は監獄雜誌及教誨時報に分載せられたる所なるが故に今復た其内容を説明する迄も無く讀者諸君の既に詳悉せらるゝ所なりと信ず、續稿積んで茲に二百五十餘章を成すに至り獄務に直接の關係を有するの資料の外、尙は趣味ある警句、吟詠、漫言、諷刺等また少からず、先生曰く余が書齋は友人の前に公開する所の俱樂部なり、談笑する所一點の秘密あるを許さず談笑を採録せるもの丁未課筆即ち是れなり、樂にもならねば毒にもならず、誤筆を讀んで余が閑生活の一斑を知るを得べしと、本書は即ち築土俱樂部の近事畫とも見るを得んか、先生の許諾を得て此に部數を限り印刷に付して以て之を同好の諸氏に頒たんと欲す、希望の向は左名に御一報あらんことを乞ふ

東京麹町區飯田町五丁目三十番地

宮下 鈞 太郎

前號誌上一等判の停止を望む一、題せる秋田監獄神谷龍彦氏の一文を登載せしが右は同氏の意見にあらずる旨を以て本人より氏名削除の申込あり仍て取消し併せて編者の想漏を謝す

正 誤



明治四十年三月十七日印刷
明治四十年三月二十日發行

發行所 磯村政富
編輯人 磯村政富
印刷人 磯村政富
發行所 監獄協會
東京市麹田區飯田町五丁目三十番地
印刷所 東京書院活版部

小澤岳洋先生著

丁未課筆

實價郵稅共

金 四十五 錢

本書の一部分は監獄雜誌及教誨時報に分載せられたる所なるが故に今復た其内容を説明する迄も無く讀者諸君の既に詳悉せらるゝ所なりと信ず、續稿積んで茲に二百五十餘章を成すに至り獄務に直接の關係を有するの資料の外、尙ほ趣味ある警句、吟詠、漫言、諷刺等また少からず、先生曰く余が書齊は友人の前に公開する所の俱樂部なり、談笑する所一點の秘密あるを許さず談笑を採録せるもの丁未課筆即ち是れなり、藥にもならねば毒にもならず、課筆を讀んで余が閑生活の一斑を知るを得べしと、本書は即ち築土俱樂部の近事畫とも見るを得んか、先生の許諾を得て此に部數を限り印刷に付して以て之を同好の諸氏に頒たんと欲す、希望の向は左名に御一報あらんことを乞ふ

東京麹田區飯田町五丁目三十番地

宮下 鈞太郎

再版廣告

典獄 印南於兔言君 編纂
 司法屬 土屋直文君

監獄法規

實價金三十五錢
 郵税金 八錢

本書ハ第一版ニ次キ明治三十六年六月ヨリ卅九年九月ニ至ル我監獄ニ關スル法律勅令省令通牒等ノ必要ナルモノヲ網羅シ其改廢ヲ明ニシ特ニ本版ニ於テハ經理ノ統計ニ關スル法規ヲ蒐集シ校正嚴密且携帯ニ便ニシテ價モ又低廉ナレハ監獄界無比ノ良書トス故ニ現任及新任司獄官吏ハ勿論苟モ監獄研究ニ志アル諸士ハ必ス一本ヲ座右ニ供セラレンコトヲ企望ス

東京市四ツ谷區愛住町二番地

發行所

監獄協會出版部

電話(長)番町二十一番

謹告

ブリス大將の日本在留日程

救世軍の創立者にして總督たる大將ウヰリヤム、ブリス氏は、愈來る四月十六日汽船ミテツタ號にて、我國に到着さるゝことなれり。隨行員は救世軍編輯部長官少將エー、ニコル、大佐ジョン、ローレー、中佐コックス等なり。大將は左の日程を以て集會及び講演等を試みらるゝ筈なり

四月十七日乃至同廿三日
 同 廿五日
 同 廿七日乃至廿九日
 五月一日及二日
 同 三日
 同 四日乃至七日
 同 八日及九日
 同 十日
 同 十一日乃至十三日
 同 十七日

救世軍日本司令官

大佐 ヘンリー、ブラード

再版廣告

典獄 印南於鬼吉君 編集
司法屬土屋直文君



實價金三十五錢
郵税金 八錢

本書ハ第一版ニ次、明治三十六年六月ヨリ卅九年九月ニ至ル我獄ニ關スル法律勅令省令通達等ノ必要ナルモノヲ網羅シ其改訂ヲ明ニシ特ニ本版ニ於テハ整理、統計ニ關スル法律ヲモ蒐集シ校正嚴密且攜帶ニ便ニシテ價モ又低廉ナレハ監獄界無比ノ良書トシ改訂現任及前任司獄官並ハ勿論荷ニ監獄研究ニ志アル諸士ハ必ズ一本ヲ庫石ニ供セラレシムトテ企望ス

東京市四ツ谷區愛宕町二番地

發行所

監獄協會出版部

電話(長)番町二十一番

謹告

ブース大將の日本在留日程

救世軍の創立者にして總督たる大將ウヰリヤム、ブース氏は、愈來る四月十六日汽船ミチソタ號にて、我國に到着さるゝととなり。隨行員は救世軍編輯部長官少將エー、ニコル、大佐ジョン、ローレン、中佐コックス等なり。大將は左の日割を以て集會及び講演等を試みらるゝ筈なり

- 四月十七日乃至同廿三日 東京にて
- 同 廿五日 前橋にて
- 同 廿七日乃至廿九日 仙臺にて
- 五月一日及二日 横濱にて
- 同 三日 名古屋にて
- 同 四日乃至七日 神戸にて
- 同 八日及九日 京都にて
- 同 十日 岡山にて
- 同 十一日乃至十三日 大阪にて
- 同 十七日 東京にて

救世軍日本司令官

大佐ヘンリー、ブラード

◎廣告

青山寫真館主 佐野 尙謹白

△寫真器械

右器械販賣ノ理由ハ入監囚ヲ撮影シ特ニ再犯囚及ビ脱監囚ヲ探偵スルノ便ニ供スル必要
 上既ニ各監獄ニ備付セラレタルモ極メテ粗製品ノモノ多キカ如シ此ハ安ニ新聞廣告ヲ信
 ジテ素人ガ直ニ購求シタルノ弊ナラシ抑普通寫真術ハ一朝一夕ニシテ修得セラルベキモ
 ノニ非ルモ因徒ノ權影ハ實象ヲ寫スニ過ギザレバ深ク修正ヲ要スベキモノニアラズ兩三
 回ノ練習ニシテ事足ルベシ依テ不肖數十年間監獄事業ニ從事シ聊實驗スル所アレバ實地
 審査ノ上輕便ニシテ且實用的器械ヲ販賣ス御望ニヨリテハ實費ヲ以テ撮影御傳授可仕候
 間深ク御信任アリテ御購求アラシコトヲ伏テ乞フ

△寫眞攝影

監獄諸員ニ限リ特別大割引ヲ以テ撮影シ又何時ニテモ汽車電車ノ實費ニテ出寫仕候間御
 下命アラシコトヲ希フ

△幻燈器械販賣

該器械ハ感化保護事業獎勵上ノ必要物ナリ是又御注文ニ應ズ

△繪端書製板

監獄ノ全景若クハ監房其他ヲ繪書ニ製シ來觀者へ紀念トシテ惠與スルノ必要アリ監獄協
 會及巢鴨監獄ノ如キハ既ニ數千枚ノ御注文アリタリ

東京市青山南町五ノ五八
 青山寫真館

自明治三十九年四月
 至明治四十年三月 會計決算報告

收入ノ部

一金四萬參千七百八拾四圓拾五錢

內 譯

一金貳萬七千四百八拾四圓八拾九錢壹厘

一金壹萬四千七百九圓參拾四錢九厘

一金百八拾圓也

一金千貳百八拾四圓九拾壹錢

一金百貳拾圓也

一金五圓也

支出ノ部

一金壹萬參千參百七圓貳拾七錢

內 譯

一金九千九百五拾貳圓七拾七錢壹厘

一金九百貳拾六圓也

總 受 高

前年度繰越高
 會 費

一 時 金

利 子 金

寄 付 金

雜 收 入

總 支 出 高

雜誌發行費

贈 與 金

- 一金四百七拾圓也
- 一全九拾壹圓五拾錢
- 一金七拾參圓也
- 一金六拾六圓五拾錢
- 一金拾圓拾九錢
- 一金貳拾貳圓八拾六錢五厘
- 一金貳拾四圓六拾五錢
- 一金五百貳拾四圓貳拾壹錢五厘
- 一金貳拾參圓貳拾八錢
- 一金拾七圓貳拾錢
- 一金六拾七圓六拾四錢五厘
- 一金拾壹圓也
- 一金四拾五圓八錢
- 一金六拾六圓也
- 一金貳拾參圓四拾五錢五厘

- 報酬金
- 備人料
- 慰勞金
- 速記料
- 事務所費
- 修繕費
- 茶話會費
- 備品費
- 消耗品費
- 雜費
- 郵便電信料
- 水道使用料
- 諸稅費
- 電話使用料
- 運搬費

- 一金拾八圓貳拾四錢
- 一金拾壹圓參拾五錢
- 一金拾七圓四拾貳錢九厘
- 一金百九拾貳圓拾壹錢
- 一金參百四圓九錢
- 一金六拾八圓七拾錢
- 一金百五拾圓也
- 一金百圓也
- 一金參拾圓也

- 瓦斯代並燈具料
- 印刷費
- 贈品費
- 招待費
- 總會費
- 攝影費
- 保險料
- 出獄者保護會補助費
- 刑法草案出版費

殘金ノ部

一金參萬四百七拾六圓八拾八錢

內譯

總殘高

- 一金貳萬八千圓也
- 一金貳千百九拾八圓六拾九錢
- 一金貳百七拾八圓拾九錢

- 定期預金
- 當坐預金
- 現在高

資産ノ部

一金五萬七千四百四拾參圓五錢四厘

內 譯

一金參萬百九拾八圓六拾九錢

一金貳百七拾八圓拾九錢

一金四百四拾九圓四拾七錢五厘

一金八千八百圓也

一金壹萬五千七百拾九圓九拾八錢

一金千七百貳拾六圓七拾壹錢九厘

一金貳百七拾圓也

總 資 産 高

預	現	未	地	家	電
金	在	納	所	屋	備
	高	會	費	並	品
		費	所	附	話
			屬	屬	
			建	建	
			物	物	

以 上

今回ノ決算ハ明治三十九年四月ヨリ本年三月ニ至ル滿一ケ年間ナリ會費ノ未納ハ著シク減少シ前年ニ比シテ殆ント三分ノ一ノ割合ナリ本年度ヨリ關東都督府民政部監獄署全員ノ入會ヲ得テ更ニ一地方部ヲ増シタルモ會員總數ニ於テハ前年度末ノ壹萬五百七拾七人ニ比シテ却テ五十八人ヲ減セリ收入ハ一ケ月平均金千參百五拾八圓貳拾七錢壹厘支出一ケ月平均ハ金千百八圓九拾參錢九厘ニシテ其差金貳百四拾九圓參拾參錢貳厘即チ本年度ニ於テ金貳千百五拾圓ノ當坐預金ヲ見ルニ至レリ又資産ノ部ニ附屬家ノ價格金七百拾九圓九拾八錢ノ脱漏アルヲ發見セシニ付之レテ家屋ノ部ニ計上シ建築費立替金九百參圓拾七錢貳厘ハ回收スヘカラサルモノニ付經常費ヨリ補足セシモノトシテ資産中ヨリ削除セリ

